

別海町議会会議録

第3号（令和7年3月10日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

- ① 8番 田村 秀男 議員
- ② 4番 伊勢 徹 議員
- ③ 13番 中村 忠士 議員
- ④ 3番 高橋 眞結美 議員
- ⑤ 10番 外山 浩司 議員
- ⑥ 1番 市川 聖母 議員
- ⑦ 2番 吉田 和行 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

- ① 8番 田村 秀男 議員
- ② 4番 伊勢 徹 議員
- ③ 13番 中村 忠士 議員
- ④ 3番 高橋 眞結美 議員
- ⑤ 10番 外山 浩司 議員
- ⑥ 1番 市川 聖母 議員
- ⑦ 2番 吉田 和行 議員

○出席議員（16名）

1番 市川 聖母	2番 吉田 和行
3番 高橋 眞結美	4番 伊勢 徹
5番 貞宗 拓雄	6番 宮越 正人
7番 横田 保江	8番 田村 秀男
9番 小椋 哲也	10番 外山 浩司
11番 今西 和雄	12番 松原 政勝
13番 中村 忠士	14番 佐藤 初雄
副議長 15番 戸田 憲悦	議長 16番 西原 浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 相 澤 要
 福 祉 部 長 干 場 みゆき
 産 業 振 興 部 長 佐々木 栄 典
 教 育 部 長 宮 本 栄 一
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 監 査 委 員 事 務 局 長 竹 中 利 哉
 保 健 生 活 部 次 長 千 葉 宏
 産 業 振 興 部 次 長 小 野 武 史
 建 設 水 道 部 次 長 田 畑 直 樹
 総 務 課 長 寺 尾 真 太 郎
 総 合 政 策 課 長 松 本 博 史
 税 務 課 長 松 田 勝 広
 福 祉 課 長 石 戸 谷 友 絵
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利
 町 民 保 健 センター 兼 母 子 健 康 センター 長 千 葉 宏
 農 政 課 長 皆 川 学
 水 産 み どり 課 長 小 野 武 史
 上 下 水 道 課 長 新 堀 光 行
 学 務 ・ ス ポー ツ 課 長 他 齋 藤 陽
 指 導 参 事 瀬 川 航 平
 図 書 館 長 他 堺 啓
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 主 幹 橋 本 達 也
 介 護 支 援 課 主 幹 松 本 静 香
 学 務 ・ ス ポー ツ 課 主 幹 高 津 寛 人

副 町 長 浦 山 吉 人
 総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
 保 健 生 活 部 長 小 川 信 明
 建 設 水 道 部 長 外 石 昭 博
 会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 畑 智 明
 総 務 部 次 長 寺 尾 真 太 郎
 保 健 生 活 部 次 長 谷 村 将 志
 建 設 水 道 部 次 長 新 堀 光 行
 生 涯 学 習 センター 長 他 福 原 義 人
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 長 岩 口 裕 昭
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
 介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹
 町 民 課 長 谷 村 将 志
 生 活 環 境 課 長 上 田 健 一
 商 工 観 光 課 長 堀 込 美 穂
 管 理 課 長 田 畑 直 樹
 病 院 事 務 課 長 槇 木 直 人
 学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
 生 涯 学 習 課 長 木 戸 口 誠
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 主 幹 深 川 淳 一
 福 祉 課 主 幹 澤 田 憲 一
 病 院 事 務 課 主 幹 大 森 圭 介
 福 祉 課 主 査 大 森 晴 海

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

3 番 高 橋 眞 結 美
 5 番 貞 宗 拓 雄

4 番 伊 勢 徹

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから5日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
3番高橋議員。
○3番（高橋眞結美君） はい。
○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。
○4番（伊勢 徹君） はい。
○議長（西原 浩君） 5番貞宗議員。
○5番（貞宗拓雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、8番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○8番（田村秀男君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） 通告に従い、一般質問を行います。
質問のタイトルは、「どうする、横断的「子ども・若者」育成支援」です。
それでは質問の趣旨を述べます。
子供・若者が次の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすことは、明らかであります。
令和6年の6月に成立した「改正子ども・若者育成支援推進法」は、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、自治体などが支援に努めるべき対象に加えました。
また、年齢を明記しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるようにしています。
子供の健やかな成長・発達に必要な時間や、若者の自立に向けた必要な時間を奪われ、

家族のケアに伴い身体的、精神的負荷がかかっている「ヤングケアラー」への対策は重要課題です。

当事者の多くは、「当たり前の手伝い」と受け止めがちです。SOSも発せられにくく、過度な負担によって夢ややりたいことを制限されてしまう子供を減らすには、周囲の目配りが必要不可欠です。

さらに、本法では、「子ども・若者育成支援に関し、7つの基本理念にのっとり、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者の健やかな成長が図られるよう、良好な教育・福祉・保健・医療・雇用などの整備その他必要な配慮など、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」ことを地方公共団体の責務と明記しています。

そこで、次の点について伺います。

1点目です。

教育行政に臨む基本姿勢では、幸福・健康という意味の「ウェルビーイング」をコンセプトの一つに掲げていますが、小中学生におけるヤングケアラーの実態を把握していますか。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

アンケート調査などを実施しての実態把握はしておりませんが、子どもの様子や、保護者への連絡等の際に家庭の様子を見取り、実態の把握に努めております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今のお答えですと、アンケート調査はしていないという回答ですね。

やはりヤングケアラーの実態を調査するには、家庭内のやっばりデリケートな問題かどうか、表面化しにくいっちゃうかですね、それから、本人に自覚がないということがありますので、将来的にアンケート調査を通じて把握しようとしてる考え方なんですか。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

ヤングケアラー自身が、その状況を他人に話さない傾向があるという実態がありますので、ケアラーに関し、間接的に質問を作成するなど、アンケート調査も、今後検討することを協議していきたいと考えています。

なお、北海道教育局においてもですね、ヤングケアラーに力を注いでいる状況ですので、状況を見ながら把握に努めていく考えです。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい、分かりました。

ぜひ進めてください。

それでは2点目に移ります。

北海道では、179市町村にヤングケアラー相談支援窓口を設置する目標を掲げていますが、教育現場では、ヤングケアラー相談支援窓口の機能として、スクールカウンセ

ラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあいの一む指導員などの活用を考えておりますか。

それとも、「ＳＯＳの出し方教育」を推進することや「別海町生きる力アッププロジェクト事業」、こういうもので対応したいと考えているのかを伺います。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

子どもたちの相談は学級担任の教諭はもちろんですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも窓口になっています。

スクールカウンセラーは、主に中学校へ定期的に訪問し子どもたちの相談等に対応しています。また、スクールソーシャルワーカーは、別海中央小学校に常駐しながら町内小・中学校からの要望を受けて派遣しています。

その際に子どもたちからあった相談などについては、学校や関係機関と連携して対応するように組織されています。

また、「生きる力アッププロジェクト事業」はヤングケアラー支援との目的が異なりますので対応はしていませんが、「ＳＯＳの出し方教育」は、町内の各学校で実施しております。

○８番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ８番田村議員。

○８番（田村秀男君） 今お聞きしますと学校のソーシャルワーカー、それから、特に「ＳＯＳの出し方教育」で実施していくという考え方ですね。

それではちょっとＳＯＳの出し方に関する教育について再質問をさせていただきます。

これは文科省で、子供が現在起きている危機的な状況や、または今後、起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動、これは身近にいる信頼ができる大人にＳＯＳを出すとか、それから、身近にいる人、それから、身近にいる大人がそれを受け止めて、支援ができるよう、こういう目的とした教育ですよね。

それでは本町では、このＳＯＳの出し方に関する教育について、学級活動、ホームルームの活動だとか、それから保健体育、これは保健分野ですけどね。

それからそのような学習と、関連させて、各学校で実施しているという回答がありましたのでね、いずれかの学年において、年間、何時間、単位時間ですか、これをかけて実施しているのかをお聞きいたします。

○指導参事（瀬川航平君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（瀬川航平君） それではお答えします。

各学校は子供の実態に応じて教育課程を編成していますので、実施時数によっては、多少の差はありますが、町内全校でＳＯＳ出し方教育を実施しているという報告は受けています。

例えば、中春別小学校では、全学年で特別活動の時間で、緊急時対応についてや、心理的負担時の対応について指導しています。

また、上西春別中学校では、全学年で、特別活動の時間にスクールソーシャルワーカーを講師として迎えて、大人に助けを求める方法について、教育活動を実施いたしました。

その他の学校においても、道德の時間や特別活動の時間などで、命の大切さや、SOSの出し方に触れた授業を実施しています。

これらの授業や取組を通じて、子供たちが適切な援助希求行動をできるように指導しております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 私聞いているのは時数の中で、小学校850とかね、中学校は1,000とかありますけども、その中に組入れて時数で指導してるのかね、それとも、研修会方式みたいなので、各学校の先生方を集めてね、そういう指導をしてるのかちょっとその点をもう一度確認させてください。

○指導参事（瀬川航平君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（瀬川航平君） お答えします。

教育課程のほうに、計画的に計画をいたしまして、年間を通して、2時間から3時間程度で、児童生徒のほうへ指導しております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい、分かりました。

それでは3番目です。

小中学生以外のヤングケアラーの実態を把握していますか。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 小中学生以外の実態把握につきましては、保健、福祉、介護に関係する機関での相談に伴う場面や、民生委員など地域からの情報提供など日常的な業務の中で、心配なご家庭、支援が必要となり得る方の状況を把握しているところです。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 把握の実態に努めてるということですね。

それでは4番目に移ります。

ヤングケアラー全体に対する相談支援窓口を設置していますか。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

現在、本町ではヤングケアラーに特化した専用の相談支援窓口については設置しておりませんが、関係機関が連携してですね、早期発見や適切な支援につなげる体制を整備しているところです。

具体的には、当事者は、自ら助けを求めることが少ないと思われることから、学校や医療機関、民生委員等が日常業務の中で子どもや家庭の状況に注視して、ヤングケアラーの可能性がある場合には、情報を共有し、既存のですね、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関が連携を図り、個々の状況に応じた負担軽減や生活環境などの改善策を図るべく、必要な福祉サービスの提供を促すこととしているところです。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8 番（田村秀男君） 今の回答では、既存の協議会、そういうものを利用して対応したいという考え方なんですけれども、これ北海道が公表している、北海道の子ども未来推進局の子ども子育て支援課ですか、ここでは、ヤングケアラー支援対応の窓口ってということで、別海町の福祉課、これを指定しているんですけども、やはりヤングケアラーというのは特別なんで、やはり、ケアラーが自ら選択できる相談窓口だとかですね、民生委員とか、要保護児童対策地域協議会、こういうのもいいんですけども、やはりヤングケアラーに特化したですね、そういう窓口の必要性は、ちょっとあると思うんですが、将来的にこの窓口の設置についてはどのように考えてますか。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

議員おっしゃるとおりですね、いろんな様々な生活スタイル、多様な生活スタイルが近年生じておりますので、本当に子供さんに寄り添った対策をするにはですね、特化したとか、専用の窓口というものも必要だというふうに感じております。

ただですね、御本人様の、御意向ですとか、そういった気持ちのほうを、より準拠しなきゃならないというふうに、尊重しなければならないということもありますので、一元化したようなとか、次年度、こども家庭センターというものも設置する予定としておりますので、そういったところを中心にですね、ヤングケアラー18歳以下のお子様については、そういった子供の関係ですし、それ以上の方、生活に困窮する方等もおりますので、そういった方については福祉課のほうで、相談窓口となっておりますので、多機能とか、いろいろなケースによって、相談の窓口は多岐に広げておきますけれども、その対応についてはなるべく一元化した対応ということを考えております。

○8 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8 番（田村秀男君） そうですね、考え方としてはね、国の大綱では、18歳未満を子供っていう位置づけで定義してますよね。

それから18歳以上、30歳、あるいは40歳は条件付ですけども、それを若者というふうに定義していますんでね、それらも含めた包括的に、多機能っちゃうか、いろんな分野からね、相談を受ける窓口が必要かなというふうに考えております。

ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは5点目です。

本町も、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、「子ども・若者育成支援推進法」これに基づく7つの基本理念にのっとり、区域内における子供・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務がありますが、「別海町における子ども・若者育成支援についての計画」を定めておりますか。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画については、計画策定には現在至ってはおりませんが、基本理念にのっとり教育、福祉、保健、医療機関等をはじめとした各関係分野が相互に協力しながら一体的に、子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ

必要な支援を提供できる体制の構築に努めているところです。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今のお答えですと計画はつくっていないけれども、これから将来的に、町長も50年先を見据えた施策を推進することにしてますんでね、必要性は共有いたしました。

ちょっとそこです、計画まではいってないんですけども、別海町では令和6年の3月に、「いのち支える別海町自殺対策行動計画」っていうのをつくってますよね、これは法で、法律で義務があるのでつくってるんですけども、その中で各担当のほうから、50近い、子供、若者の対策についての事業計画が盛り込まれてるんですよ。

すごく、その計画自体は分かりやすいと思います。

ただそうなんですけどもその計画の中には、ヤングケアラーの支援とか窓口の設置とかそういうのは一切ないんです。

それで、今回の新年度予算提案されてますけれども、令和7年度の事業費調の中で、子育て世帯訪問支援事業というのがありましてですね、その中に、ヤングケアラーへの支援事業が、国と道の、国費、道費ですか、これの補助金を受けて、盛り込まれている説明を私たちは受けております。

令和5年度にはその財源の見える化を目的に、子ども子育て応援基金、これを創設して、20億円ですけども、これを積立てています。

であればですね、子供若者育成支援の対策も、同様に、政策の見える化をするためにも、横断的なビジョン、これは絶対必要不可欠だと思いますけども、再度、所見をお伺いいたします。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） 横断的なということですけど福祉部のほうで答えさせていただきます。

議員おっしゃる、いのち支える対策の計画なんですけれども、その中ではですね、施策の一つとして、推進するということで様々な課題を抱える問題ということで、保健センターのほうです、対応するという、内容の一部分は掲載しているかと思うんですけども、今現在は保健課のほうです、相談窓口となっておりますので、そちらのほうでの対応となるとと思いますが、今後ですね先ほど議員おっしゃるとおり来年度の事業計画の中に、子育て世帯訪問支援事業といいまして、より細かなというか詳細に、ヤングケアラーについての対応をするということで、こども家庭センターのほうで実施しようということで、一応今計画を立てておりまして、7年度からの事業を開始することとしております。

その中で先ほども話しましたがけれども、いろいろなところでの相談は、多様に受けるんですけども、一元的な窓口ということで、こども家庭センターを中心にですね、様々な柔軟な対応も必要かなというふうに考えておりますので、ここのこども家庭センターだけで対応することはなかなか難しいとは思いますが、そこに寄せられた相談の内容によっては、対応策は、それぞれの専門の部署で対応していくというふうな横断的な対応をしていきたいというふうに考えております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8 番（田村秀男君） ぜひね、進めてください。

それでは6点目に移ります。

地方公共団体は、関係機関等が行う「子ども・若者育成支援」を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で、又は共同して、関係機関等により構成される「子ども・若者支援地域協議会」を設置する努力義務を有していますが、本町には設置されているのかを伺います。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

現状「子ども・若者支援地域協議会」については設置はしておりませんが、当該協議会の委員構成に相応する、既存の「要保護児童対策地域協議会」を、支援の効果的かつ円滑な実施を図るための協議会と位置づけまして、子どもや若者の実情に応じた支援体制の構築を図っているところです。

○8 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8 番（田村秀男君） 法律に基づく地域協議会は、設立してないと。

それで既存の、要保護児童対策地域協議会の活用をしたいという、お答えといいますかね、回答なんですけども、この地域協議会で何やってるかつてのを調べましたらね、14の事業をやってますけども、やっぱり多面的に多様な相談窓口は、実績がないというふうに公表されてますんでね。

この名前からして、ヤングケアラーとか若者支援対策の推進方法については、児童だけでなく、40歳未満ですか、そういう人方も含まれてるんで、ぜひね、若者に対することも、対策を練ってもらうね、協議してもらおうというのを、将来的にはつくってほしいと思います。

そうしたら7点目に移ります。

地方公共団体は、「子ども・若者育成支援」が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに実施体制の整備を求められていますが、職員研修や専門職の採用についての本町の所見を伺います。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

本町におきましても、子ども・若者の健全な育成を支援することは重要な課題の一つであり、その実現のためにはですね、職員の知識・技術の向上と、専門性を有する人材の確保が不可欠であると認識しています。

まず、職員研修についてですけれども、児童福祉や青少年支援に関する最新知見や実務スキルの習得を目的に、外部機関が主催するセミナーや研修会への参加を推奨してまいります。

次に、専門職の採用についてですけれども、福祉・教育・心理分野などの専門資格を有する人材の採用を計画的に進め、支援水準の向上を図ることが必要だと考えております。

○8 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8番（田村秀男君） 専門資格を有する人材の採用ですか。

これ計画的に進めるってということについては、共有していますけれども、教育だとかその心理だとか福祉等の専門人材ですか、これは、それからもうですけども地域の身近な大人だとか、地域おこし協力隊などね、やはり多様な担い手の養成だとか確保、これがやっぱし、それぞれの連携、協働のもと、やっぱり持続的な活躍がね、可能となるよう、支援することが絶対必要不可欠だと思っております。

そこでこの法律に基づくこの国のつくった大綱の中にはですね、子供・若者育成支援推進大綱では、若者による地域づくりの推進として、3か月程度の短期間活動に従事する地域おこし協力隊インターン制度っていいですかね、それを推進しております。

これは人件費は向こう持ちですからね、そういうものもあるのですね、やはり若者の持つ能力を活用した地域づくりの充実を図るためにはね、こういう、地域おこし協力隊ですか、こういうものの採用の計画といいですかね、それは考えておりませんか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 私のほうでお答えさせていただきますけれども、今地域おこし協力隊インターン制度ということがありましたけれども、そちらちょっと置いとしまして、まず職員ですね、研修、そこの分野にいる職員の研修というのは、ただいま福祉部長が申し上げたとおりにかと思っておりますけれども、そちら以外にいる職員、例えば総務課、代表電話などもっていますけどもそちらに入ってきたときの相談内容をきちんとつなげられるであるとか、ほかの職員もですね、このような、今、一般質問にある、ヤングケアラーの問題、こういうのをきちんと理解をしつつ、日々の業務を行い、そして、重要なところにつなげていけるというようなですね、職員の全体のボトムアップも必要かというふうに思っていますので、今年人材育成基本方針を立ち上げました。

各種研修も行っておりまして、そちらのほうのメニューにもですね、ぜひ載せていきたいなというふうに思っております。

そして、地域おこし協力隊インターン制度の話につきましては、ちょっと制度についてですね、どのようなものをきちんと精査をした上で、別海町に合ったですね、活用の方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 検討いつまでされますか。

○議長（西原 浩君） 田村議員、地域おこしインターン制度は、もともと最初の質問に入っていないので、そこを深掘りされると、ちょっと用意してないと思うんですね。

なので、違う質問に移ってほしいんですけども。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 時期について明確にですね、この場で申し上げることはできませんけれども、先ほどと重なりますけれども、本町に合った制度がどのようなものなのか検証を進めた上で、導入をすべきものと判断したときにはなるべく早期に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい、よく分かりましたよ。

それでは8点目です。

本町が、横断的に「子ども・若者育成支援」に特化したビジョンを策定することや、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに実施体制の整備を行うことで、ヤングケアラーや総合的な子ども・若者の健全育成に寄与し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり「子ども・若者育成支援」のための施策を推進するために制定された「改正子ども・若者育成支援推進法」の目的に沿うものと思いますが、町長の見解を伺います。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） この質問につきましては私のほうから回答させていただきます。

ヤングケアラーの問題は、社会的に気づかれにくいため、適切な支援が届かないことが課題であると認識しております。

この状況を改善するためには、啓発活動による認知の向上や地域社会全体での支援体制整備など、子どもや若者の健全な育成を支援するためには、横断的な視点からの施策が求められております。

複雑な背景を持つ子どもたちに対して、分断された支援ではなく、切れ目のない包括的な支援の提供が不可欠と考えます。

児童福祉法に基づき設置している、要保護児童対策地域協議会のように教育、福祉、医療、地域の関係機関などが連携を強化し、情報共有を促進すること、また、地域社会全体で子どもや若者を支える意識の醸成が重要です。

今後においても、地域の実情を的確に把握し、子どもや若者の育ちや個性を尊重した柔軟な支援を提供できるケア体制の整備に向けて、引き続き取組みを強化していきます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 教科書どおりの答弁でしたけれども、ちょっと再度また伺いますけれども、やはり横断的にね、この問題はすごく幅が広いので、横断的にやっぱり子供若者育成に特化したビジョンっていうんですか、町長が、行政執行方針で50年を見据えたと言ってますんでね、50年後活躍するのは今の子供と若者しかないんでね。

そういうこともありましてですね、やっぱりそういう特化したビジョンを策定することがやっぱり全ての子供だとか若者がかけがえのない幼年、それから、若者の若年期ですか、健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ、教育長がおっしゃるウェルビーイングに、自立して生き抜く基盤を形成できる、育成すること、これが本町の政策の見える化ができると思いますけれども、再度、この件についての所見をお伺いいたします。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 再度の御質問ですので、お答えいたします。

先ほど全体的な考え方は、担当部長から答弁いたしました。

模範的な答弁だという批評ではございますけれども、私、常々職員方言ってるのは、今回の田村議員の質問に対しましても、教育委員会と、それから福祉部と、別々に答弁をしておりますけれども、本来、連携するというのは、やはり役場庁舎内一体となって、横の連携をしっかりと持ち、そしてまた、町民の方々とも連携をして、官民一体となった取組が必要であると、そういう思いですので、ビジョンもやはり、つくっていくべきだというふうには考えております。

ただその部分の特化した組織っていうのはなかなか小さな町ですので、人材の数も限定されてますので、特化した組織をつくるかってのはなかなか難しいかもしれないですけど、とにかく横の連携をしっかりと保って、町民とそれから官と、官民一体となった取組を今後も進めていきたいと、そう考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 町長から回答をもらいましたので、前向きな回答といえますかね、そういうことでしっかりいいと思います。

最後になりますけども、今まで8点ぐらい質問させてもらいましたけども、やはり未来に向けて、子供若者育成のための社会環境の整備は、絶対必要不可欠な課題だと思っております。

次の時代の社会を担う子供、若者への投資、これはやっぱり町長がおっしゃるとおり50年先を見据えたね、SDGsへの投資にはかならないと思っております。

家庭、学校、地域等が、子供若者育成の場として、安心安全な居場所として、ウェルビーイングの観点から、よりよい環境となるよう、社会全体、地域全体で子供、若者を育てていく機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進するためにも、政策の見える化のためにも、横断的、総合的な、ビジョンの策定を望みます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、8番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、4番伊勢徹議員、質問者席にお着き願います。

○4番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 通告に従いまして、質問いたします。

質問の題名は、「地域を支える交通手段としての公共ライドシェアの導入についてであります。

それでは質問いたします。

現在、人口減少に伴いバスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小による経営の悪化や運転手不足の深刻化などにより、地域の公共交通の維持・確保が問題となっております。

また、別海町でも、「運転免許証の自主返納後の移動手段に対して、不安があるため返納に踏み切れない」という声を聞きます。

そのため、運転免許証を返納した高齢者の受け皿となる移動手段を確保することが重要な課題になってきております。

国では、道路運送法に基づき、平成18年10月から自家用自動車を使用した有償運送、いわゆる公共ライドシェアを制度化し運用してきたところですが、令和5年12月、デジタル行財政改革会議において、地域交通の担い手や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応するため、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みである自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアを創設することを決定し、併せて公共ライドシェアの運用改善を実施、令和6年4月から運用開始されています。

公共ライドシェアは地域社会の課題解決を目的とした公共サービスの一環であり、自治体で実施できることから、別海町における交通空白地の交通手段の確保に大きく寄与できるものと考えます。

公共ライドシェアを実施するに当たり、自治体は、地域の実情に基づいて柔軟にサービスを設計、運営することができます。

また、地域住民が自家用車を使って運転手として参加することもできますので、地域内での雇用も生まれ、住民同士が顔見知りであれば、お互い安心して利用でき、コミュニティの結束も強化されます。

さらには、複数の住民がライドシェアすることで、走行車両数が減少し、CO2排出の削減も期待できます。

ここで、質問させていただきます。

第1点目です。

現在運行中の地域生活バスの利用状況について、どのくらいの方々が利用しているのか、令和5年度の路線別の年間利用実績を伺います。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 地域生活バスの令和5年度実績ですが、運行日数は295日間、利用者数は、上風連線2,829人、上春別線5,874人、西春別線15,993人、尾岱沼線4,592人となっています。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいま、回答いただきましたけれども、上風連線、上春別線、西春別線、尾岱沼線と4路線ということでございますけれども、そのエリアによってもちろん人口の比率が違いますので、利用者数も、銘々だと思いますけれども、西春別線が非常に多くて、尾岱沼線が意外と少なかったように思うんですね。

これは1日3便、今出ると僕は解釈してるんですけども、そのほか何か変更があるのか、どうしてこのような人数に差が出ているのかその辺の原因が分かれば教えていただきたいと思います。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 西春別線と尾岱沼線の利用者数の違いなんですけ

れども、西春別線につきましては定期券の利用者数が、1万5,993人のうち、1万2,555人と全体の78.5%となっております。

それに対しまして、尾岱沼線につきましては、4,592人のうち、3,875人が定期券の利用者となっております全体84.4%となっております。

いずれの路線につきましても定期券の利用者数が多くなっておりますけれども、総体として、別海高校に通学する生徒数が少なくなっていることによって、この差が生まれているものと考えております。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今のですね、回答によりますと、西春別の高校生の数と尾岱沼から別海高校へ行く生徒の数がこれだけ、今の説明ですと、1万2,600人ほどが定期券、これほとんど高校生と思うんですけれども、野付、尾岱沼エリアだと3,900人弱ですか。

これ、本当に別海高校へ行く生徒の数が、もう赤裸々にこの数字にあらわれているということで、解釈でよろしいですか。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議員おっしゃるとおり、その差がこの数の違いになっているものと考えております。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） はい、分かりました。

それでは、第2の質問に行きたいと思います。

現在、別海町では公共ライドシェアに対して、どのような考えを持っているのか伺いたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

公共ライドシェアとは、自家用有償旅客運送と同義でありまして、その種類は交通空白地有償運送と福祉有償運送があります。さらに、交通空白地有償運送では、市町村のほか、NPO法人等が主体となって地域住民などを対象とした事業を実施することができる事となっています。

福祉有償運送は、単独では公共交通を利用できない高齢者などを対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うことができることとなっています。

これらの制度を活用するには、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の運転事業者の活用を十分に検討する必要があり、その事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、町、バス事業者、釧路運輸支局、根室振興局などのほか、住民又は利用者の代表として町内連絡協議会が参加する地域公共交通会議において協議を行い、道路運送法の登録を受け、自家用有償旅客運送つまりライドシェアを活用することになります。

なお、本町では交通空白地の交通手段の確保を目的としまして、この制度を活用し地域生活バスの運行をしているところです。

そのほか、議員が言われる地域住民の自家用車を利用したのライドシェアについては、大変有用な制度であると考えております。

現在、釧路・根室管内では1件の実績があることから、今後、その実施状況など情報収集を行い、交通空白地の対策の一つとして本町内で実施可能かどうか検討をしてみたいです。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今回の回答の中でですねまず第1点目なんですけども、福祉有償運送での、原則これドア・ツー・ドアということになるとは思いますが、釧路管内で1件の実績があると、今、回答いただいたんですけども、それはどちらの市なのか町なのかを聞いてですね、教えていただいて、実際にどの程度の実績があるのか回答をお願いいたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 先ほど、釧路根室管内で1件の実績があると申し上げたことにつきましては、福祉有償運送ではない仕組みの中で動いていることでございます。

そして、その実績でございますけども、自治体につきましては、鶴居村というふうにお聞きしております。

鶴居村ではですね、北海道運輸局のほうに問合せをしたところですね、1件2台のですね、個人名義の車両は、自家用有償運送の利用車両として登録をされているということでした。

なお、運用方法等の詳細については、現在ちょっと確認ができなかったため、今後ですね先ほど申し上げたとおり、情報収集して、実施可能かどうかの検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今回答で鶴居村で2名の自家用車の方が登録されてるんじゃないかという、御意見でしたんですけども、実際ですね私のところにですね数年前、5年ぐらい前ですかね、尾岱沼の有志の方々からですね、今言われている自家用車を登録してですね、ドア・ツー・ドアのですね、輸送というか、運送をですね、やりたいんですけどうちゅうことで、別海町にも1回お伺いを立てたんですけどもその当時ですね、このライドシェアに対する法律がここまで進んでなかったものですから、却下というわけではないんですけども、まだ時期尚早だよということで話が進まなかったということがありました。

それでですね、このたびですね先ほど私が申しましたけれども、去年のですね、4年度からこのライドシェアに対して、法律が大きく前進しましてですね、現にこの鶴居村でもこのような実績が出てきたということでございますので、ぜひともですね、我が町としてもですね、特に、尾岱沼エリアで実際手を挙げて、そのおじいちゃんおばあちゃんを

ですね、ドア・ツー・ドアで診療所とか病院とかですね、そういったところへですね運送してあげたいという有志の方が数名います。

これは現実私のとこに来ておりますので、それも間違いない事実でございますし、それを利用したいというお年寄りの方もいます。

それになおかつ、団塊の世代がですね、この75歳からどんどんどんどん増えていきますのでですね、この件に関してはですね、前向きな検討をしていただきたいなと、ぜひとも思ってるんですけれども、その辺の回答はいかがでしょうか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） ライドシェア非常にですね、ライドシェアという言葉は一つあるんですけれども、日本版のライドシェアであるとか、公共版であるとか、またそのときそのときですね、議員がおっしゃってるとおり、法律改正に伴いましていろいろな仕組みのですね、違いがですね、生じているのが今の現状だというふうに思っております。

また本町ですね、先ほど鶴居村の例をちょっと挙げましたけれども、本町と鶴居村の町の構成の違いでありますとか、やはり、市街地がたくさん点在し、そして広大なというような、なかなかですね、特殊な環境の中で、実際どのようなですね、公共交通手段が有用なのか、ということはですね、きちんと検証してまいりたいというふうに思っております。

ただ、さきに申し上げたとおり、こちらの制度につきましては、非常にですね、大変有用だというふうには思っておりますので、なるべく早いですね、実現に向けて、検証、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今ね、模範的な回答をいただいたんですけれども、ぜひともですね、これ本当に時間が迫ってると思うんですね。

この団塊世代で、本当に免許証を返納したい、もう時期が来ると、事故を起こしてから遅いのでという、ことなんですね。

ですから、やはり、そういう人たちの意見をもっともっと聞いてですね、前向きに検討をぜひ進めていってほしいと思います。

それでは、第3問目に行きたいと思います。

別海町では、令和3年4月から「別海町通院等乗合ハイヤー運行実施要綱」に基づき、通院等乗合ハイヤーの運行がされているところですが、本制度の運用開始からこれまでの利用実績を伺います。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 通院等乗合ハイヤーの実績については、令和3年度、運行回数は50回、利用者数延べ148名、令和4年度、運行回数が54回、利用者数延べ172名、令和5年度、運行回数66回、利用者数延べ176名となっております。

なお、令和6年度につきましては1月末での実績となりますけれども、運行回数は56回、利用者数延べ161名となっています。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4 番伊勢議員。

○4 番（伊勢 徹君） 今、令和3年から令和6年までですか、大体50回で大体150名から180名弱ですか、の方が、実績として、今報告していただきましたけれども、まずお聞きしたいのが、どのエリアの町民の利用が多いのか、ということは、本町、ここのエリアの人が多いのか、尾岱沼エリアが多いのか、西春別エリアが多いのかということですね。

まずそれをお聞きいたします。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 現在登録されてる方なんですけれども全体登録者数は9名となっております。

そのうち、内訳は走古丹地区が5名、美原地区が2名、上風連地区が1名、豊原地区が1名となっております。

運行回数的に言いますと走古丹地区が1番多い状況となっております。

以上です。

○4 番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4 番伊勢議員。

○4 番（伊勢 徹君） 今ですね、実態状況を聞いた中でですね私も非常に懸念を持ってたんですけれども、これ、物すごい固定化し過ぎていて、この利用人数足すと今聞いたら、約10名弱の方のみが、これを利用しててですね、これ、町としていかがなものでしょう。

これ本当、実績と言えるのか、住民が周知してる、というのはですね、尾岱沼エリアの人、確かこれに乗ってないと思いますけれども、この通院等乗合ハイヤーのこと自体の存在すらも知らない人が大勢いるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 通院等乗合ハイヤーにつきましてですが、町では、路線バスが運行していない地区に居住している方のうち、65歳以上の高齢者の方、または障害者手帳等の交付を受けている方で、通院や買物に行く際に家族などから送迎の支援を受けられない方を対象に、通院等乗合ハイヤーの本格運行を開始しています。

対象にならない方として、路線バスが運行している市街地及び運行経路からおおむね500メートル以内の方、それから、福祉有償運送または外出支援サービスを利用できる方、移動支援事業、居宅介護通院等介助同行援助等を利用できる方、乗降及び乗車中に支援が必要となる方以外については御利用可能ですということで町の広報紙、それから、民生児童委員さん等にも周知をお願いしておりまして、必要があれば、すぐに対応できるような形として、お知らせをしてくているところです。

以上です。

○4 番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4 番伊勢議員。

○4 番（伊勢 徹君） 私のところにもですね、通院等乗合ハイヤー本格運行等のお知らせの書類ありまして、今、説明していただいたとおりなんですけれども、これ、私どもがですね、地域めぐり懇談会を行ったときの意見の中でですね、これちょっと誤解されてる

町民の意見かもしれないんですけど、デマンドバスの、っていうことはこれ、あれだと思
うんで、生活バスのこと言ってると思うんですけどね、500メートル制限はぜひ再考し
てほしいとか、中にはタクシーを呼んでも2時間待ちでどうにかしてくれとか、中にはこ
のね、バスを利用して、外出ができてうれしいし、でも何かこれも誤解されてるのか、
月2回ではまだまだ足りないとかですね、何か町民がですね、今のせっかく町がいろい
ろな施策を打ってくれてるんですけども、町民にきちっと周知されてない、誤解され
てる、そういったことでですねせっかくのこういう良い施策もですね、利活用がされて
ないような、印象が私は持ちました。

ですのでやはり、町民にですね、もっと周知していただいて、本当に固定化されてる
と思うんですね、この通院等乗合ハイヤーの人たちもですね、運行路線からおおむね500
メートル以内という、この次の方は対象になりませんということは、もうちょっと考
慮して、今後変えていけるような方針などとはならないのかどうかちょっとお聞きした
いんですけども。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

まず、周知が足りないのではないかとこの御指摘につきましては、真摯に受け止め、き
ちんと、これまで以上ですね、周知については努めてまいりたいというふうに思いま
す。

また要件についてはですね、後ほどの質問にですね、出てくるのかなというふうには、
思っておりますけれども、ここでは方向性だけお答えさせていただくとですね、要件の拡
充といいますか、そちらのほうについてはきちんとですね検証してまいるつもりでおり
ます。

以上です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） それでは、第4の質問に行きたいと思います。

地区によっては、病院・診療所やふれあい・いきいきサロン、買い物に行く手段がな
く、不便を感じている高齢者の方々がおり、今後ますます増えることが予想されます。

このような方々に、町ではどのように対応していく考えかお伺いいたします。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

別海町高齢者保健福祉計画及び第9期の介護保険事業計画推進のためにですね、重点施
策としまして、高齢者の移動手段確保策の検討を掲げています。

検討の方向性としましては、先ほどから質問の中で、町民の皆様が、サービスの内容が
あまり、お分かりにならないのではないかという懸念もあるということもありまして、広
大な町内の移動・交通問題に着目した、本人の希望や実情に合わせた移動手段の確保につ
いて、まずは、現行の公共交通も含めたですね、移動手段の内容を、改めて広報等におい
てですね、町民の皆様にお知らせするとともに、地域住民との連携ですとか、現在実施し
ている事業の拡充などについて、今後、関係機関と調整を図っていきいたいと考えており
ます。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今、御回答があったとおりですね、ぜひとも、前向きにですね調整を図ってほしいと思います。

それでは、第5の質問に行きたいと思います。

町独自で行われている別海町通院等乗合ハイヤー制度は、町民のニーズに添って対象者や運行方法等を見直すことによって、さらに利用される制度になるものと考えますが、交通空白地対策のために本制度を拡充することについての町長の所見をお伺いいたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 通院等乗合ハイヤー事業は、毎年度、利用者への聞き取り調査を実施しまして、運行時間や運行曜日の変更など、ご意見をいただいた部分について、運行事業者とできる限りの調整を行いまして、今年度については現状の運行内容で問題が無く大変助かっているというご意見を頂いております。

このことからですね、このサービスをより多くの方にご利用いただけるよう、まずは、アンケートを実施するなど、そこで得られた情報をきちんと精査した上で、事業者と調整を行い、利用要件の緩和など制度内容の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今、部長が、回答いただいた中でですね、現行の運行内容で問題なく、大変助かっているという御意見、これアンケートで実施されてる利用者の方はこういうと思うんですよね。

ただ私が先ほどから従来申しているのは、それ以外の人たち、ね、そういった存在も知らないしそういったものに恩恵があるということ自体も、周知されていない人たちにも、やはりこういうアンケートもですね、やはり、幅広く前のあれですね、郊楽苑のときの利用者に対してのアンケートでは非常にいいよと、でも、使っていない人たちはどうなの、西春別エリア、野付、尾岱沼の人たちはどうなの。

そういう人たちの意見が反映されてないと。

ですからやはり、今回のこのですね、アンケートの実施においてもですね、幅広くですね、町民の意見にですね、耳を傾けるような、アンケート調査をぜひやっていただいて、実情がどの程度町民にですね、この制度がですね、周知されているかを、より、調査していただいて、本当にですね、せっかくこれだけのいいシステム、今、これから高齢者がどんどん増えますし、大切な政策だと思いますので、ぜひともですね今後もですね、これに対するさらなる、先ほども言うていただいておりますけれども、拡充を図っていただいてですね、制度をよりよい、町民のためになる施策を打っていただいて、本当によりよい別海町の、何ていうか、こういう、制度がですね、生きてるものにしていきたいと思っておりますのでぜひとも、今日の意見をですね、尊重していただいて、前向きにやってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、4番伊勢徹議員の一般質問を終わります。

ここで答弁者入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13 番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13 番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） 午後からかなあと思ってて。はい、質問いたします。

第 1 点目です。

矢臼別演習場等における米軍関連の演習・訓練についてであります。

2015 年、平成 27 年以降の、矢臼別演習場等を使用して行われる米軍関連の演習・訓練、沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施、以下「米海兵隊移転訓練」と言います。並びに日米共同演習が行われており、その実施回数を調べてみると、2015 年 1 回、2016 年 1 回、2017 年 2 回、2018 年 1 回、2019 年 2 回、2020 年 1 回、2021 年 3 回、2022 年 1 回、2023 年 3 回、2024 年 4 回となっています。

2020 年までは年 1 回がほとんどでしたが、2021 年以降は 2022 年を除き年間の実施回数が 3 から 4 回と増加してきています。2023 年は 1 月に米海兵隊移転訓練と、9 月・10 月に日米共同演習がそれぞれ行われ、計 3 回の実施となり、また、2024 年は 2 月・9 月に米海兵隊移転訓練と、7 月・10 月に日米共同演習がそれぞれ行われ、計 4 回の実施となりました。

明らかに増加の傾向を示しています。

米海兵隊移転訓練にしても、日米共同演習にしても、それぞれ大きな危険性・リスクと町民負担を伴うものです。

リスクや町民負担を軽減するため、米軍関連の訓練・演習を縮小するよう関係機関に求めるとともに、町民の疑問や不安に応えるべく町としての説明責任をしっかりと果たすべきとの立場から 4 点質問をします。

1 点目です。

まず、日米共同演習についてであります。

日米共同演習は矢臼別演習場だけでなく、西春別駅前市街地に隣接する滑走路である計根別着陸場を使用して、輸送並びに離発着の訓練が行われています。農地や住宅地の上空を低空で飛行する場合もあり、住民の不安は大きなものとなっています。

計根別着陸場は、4、5 年前まではほとんど使われることのない施設でしたが、日米共同演習で使われるようになり、今や軍事的に重要な拠点施設の一つになっています。

そのような使われ方をすると町民の生活、生産活動に影響が出てくることは容易に判断できます。

であれば、町に対し事前の説明が、北海道防衛局など関係機関からあつてしかるべきと思いますが、事前の説明はあつたのでしょうか。あつたとしたらどのような説明だったのかお聞きします。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 令和6年7月に行われた、国内における米陸軍との実動訓練オリエン・シールド24、また、同年10月から11月にかけて行われた日米共同統合演習キーン・ソード25においては、訓練公表に併せて北海道防衛局からの訓練概要の説明において、計根別着陸場での米軍輸送機による訓練の説明を受けています。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今、御答弁あったわけですが、令和6年7月ないし10月の共同訓練については、説明があったけれども、という話でしたがね。

計根別着陸場が使われ始めたのはその前からですね。

だからその前からの段階で説明があったのかどうか、そこを確認したいと思います。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 計根別着陸場につきましては令和4年度からの利用ということで把握しておりますけれども、令和4年度以降、計根別着陸場を使用する場合について、訓練が実施される場合については、事前に公表にあわせて説明を受けております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 説明の内容についてなんですが、質問します。

航空法を守ってのですね、運用がされると、その点についての説明は、ありましたか。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災・基地対策課長。

○防災・基地対策課長（岩口裕昭君） 計根別着陸場を使用する訓練内容の説明では、いずれの訓練においても実施される訓練の内容概要は知らせていただいておりますが、飛来する日時や機数といった内容につきましては、米側との訓練の運用上お伝えすることは出来ないとの説明を受けております。

内容として航空法に基づく運用等についても、詳細については触れられていない状況となっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 航空法に基づいて運用がされるかどうかということに関しては、説明はなかったと。

住民の皆さんはですね、これ後からも出てくる話ですけども、低空で飛ぶと、市街地上空を低空で飛ぶということに関して、非常に不安を感じるという状況なんですね。

それに対しての、航空法をちゃんと守って運用しますよという説明がなかったということですから、大変大きな不安をさらに抱かざるを得ないなというふうに思います。

次の質問ですけども、次行きますね。

2番目です。

「輸送、離発着訓練が必要であれば、矢臼別演習場内において訓練を行えば良いのでは

ないか。」「どうして、わざわざ市街地に隣接する滑走路を使うのか。」というのが町民の率直な疑問です。

この疑問に対する町長の見解をお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 先ほどの追加の質問の中での答えもちょっと触れることになりますけれども、計根別着陸場の訓練実施については、令和4年10月に行われた日米共同訓練の際、北海道防衛局から、「自衛隊は、平素から自衛隊の練度維持・向上や、日米間の連携強化及び共同対処能力の向上を図る観点から、効果的な訓練の在り方等の検討を不断に行っており、今般、より効果的な日米共同訓練を行うべく日米間で調整した結果、計根別着陸場が、今般の訓練で実施することとなる離着陸訓練の実施場所として最適であるとの観点から、当該施設において訓練を計画した」との説明を受けております。計根別着陸場は、半島や長い海岸線を有する本町にとって、災害時の人命救助や物資輸送の拠点となる場所として考えています。

自衛隊及び米軍の演習における使用だけではなく、昨年12月に実施された北海道防災総合訓練では、北海道警察や海上保安庁等のヘリコプターによる人員輸送訓練に使用されるなど、本町にとっては重要な施設であると考えております。それらの活用を想定した場合、計根別着陸場を使用した各種訓練の実施は練度向上のためにも有効だと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 災害時における避難、あるいはその避難の訓練での活用ということが言われましたけど、私が質問してるのは、軍事訓練について言ってるんです。

それを同列に論じてはならないのではないかと私は思うんですが、危険な軍事訓練を市街近くで、やるということに関して、住民の不安があるんだと。

何でわざわざ、そういう軍事訓練なのに、市街地の隣接する箇所を使うのかと、いうことに対する疑問にきちっと答えなければいけないのではないですかっていうことを言ってるんです。

その点での、お答えは、ちょっと見当たらない。

もう一度お願いします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 住民の方ですね、安全安心なの確保という視点でお答えさせていただきます。

計根別着陸場を使用した訓練につきましては、職員も、現地確認のため、対応してまいりました。現地を確認しております。

現地で確認していた中では、こちら目視とはなりますけれども、輸送機の市街地側での飛行については、一定の配慮がなされたものと、考えているところでございます。

以上のことからですね、計根別着陸場の使用についてですね、特にですね、離着陸場の使用について、何か先ほどの答弁と矛盾するところはないというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 演習場内の施設をね、必要だったら、作るなり何なりしてやればいいんじゃないかというのが率直な町民の声です。

そこはきちっと受け止められていないなという感じがします。

3番目の質問にも関連するんでね、3番目に行きますね。

計根別着陸場の滑走路周辺の立木が伐採されるなど、かなり整備が進んでいるように見えます。

着陸場の整備が進み、使用頻度が高まるなど訓練がより拡大されるのではないかと心配する町民もおられます。

町民の懸念にしっかり応えるためにも、北海道防衛局などの関係機関への聞き取り等を町として行っていく必要があるのではないかと思います、町長の見解をお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 計根別着陸場の整備につきましては、訓練の安全な実施を目的として、航空機の飛行や訓練に支障のある自然木の伐採のほか、鋼鉄製の外柵の設置や管理用道路の設置計画について説明を受けております。

これまでのところ自然木の伐採が実施されている状況となっています。

町といたしましては、必要な整備が早期に行われるよう関係機関に対し要請をしていきたいと考えております。

その上で、計根別着陸場で行われる訓練に対しては、安全対策はもちろんのこと、住民生活等に支障を来すことのないよう、訓練の態様などを確認しながら必要な対応をして参ります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 町民の懸念にしっかりこたえるようにすべきだという定義なわけですが、安全のために今いろいろやってるんだよという、説明でしたかね。

町民の不安の一つはね、整備が進んでって、使用頻度が高まるのではないかと、あるいは飛んでくる機種が変わって、より訓練が大きくなっていくんじゃないか、質的に変化していくんじゃないかということが懸念されると、いうふうに思っておられる町民もいるんです。

そういう懸念にちゃんとこたえる必要あるんじゃないかという点ではね、町の側から、関係機関にそういうことはないですねと、訓練が拡大されるってことはないですねという確認をすべきだと思うんですがどうでしょうか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、計根別着陸場で行われる訓練に対しては、安全対策はもちろんのこと、そして整備も安全を担保するための整備はもちろんのこと、そして、その上で住民生活にですね、支障を来すことがないよう、訓練の態様なども含めまして、関係機関に確認をしながらですね、必要な対応をしてまいるということでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

4点目入るなら休憩しますけど。

○13番（中村忠士君） そしたらちょっと確認だけ。

今の3点目の質問の確認だけですが、基本的なね、町民の安全安心ということで、努力するっていうことについては伝わってきました、今までも町の姿勢としてはそのことを貫いてこられたんではないかなというふうに思います。十分不十分はそれぞれ、判断があると思いますけども。

だからその点ですね、それを続けていくよと、町民の安全安心ということで、それを担保するように、町としてのスタンスは、そのスタンスを続けていくよというふうに理解してよろしいでしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

町のスタンスという話でしたけども、どこまでをスタンスするのか、はっきりしておかないと、また拡大解釈されます可能性もありますので、はっきり申し上げておきます。

まず中村議員の主な主張としては、軍事訓練をするなど。するべきでないと、というような趣旨の発言もあるというふうに理解しましたので、私は、日本の国防のためには、しっかり軍事訓練は必要であるというふうに考えております。

ただそれをどこでやるかというのはいろいろな部分がありますし、うちの矢白別演習場、計根別飛行場が必要とするような訓練もあるでしょう。

そこで使わなくてもほかでできる訓練もあると思います。

できるだけうちの地域の演習場施設を、使わないでできる訓練であれば、使わないようにしてほしいと。

それと、同じ、使うにしても、地元の住民の方々が、不安、それを抱かないような対策を打ってくれと、そういうことはこれからもしっかり主張していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） それでは、その途中ですけども、ここで一旦休憩して、13時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） それでは4点目の質問に入ります。

米海兵隊移転訓練についてお聞きします。

全国5か所の演習場を使用して行われる米海兵隊移転訓練は、開始された1997年度以降、2024年度、令和6年度までの27年間で、矢白別演習場では22回の移転訓練が実施されました。

これまで、町内の平和団体などから「矢臼別演習場での海兵隊移転訓練が拡大、固定化されないよう関係機関に働きかけてほしい」という要望が町に出されてきました。

これに対し、町は、「将来にわたって矢臼別演習場での訓練が固定化しないよう矢臼別演習場関係機関連絡会議において要請しており、訓練は毎年5か所の中で組み替えながら実施されています。これ以上の拡大がないよう要請していきます。」と回答し、このことが実現するよう努力もされてきたと認識しています。町の努力に敬意を表するものです。

また、私が2008年9月定例会での一般質問に対し「5か所による分散実施、5年に1度は休むと、こういう約束のもとで演習は行われています。」と、当時の水沼町長は答弁しています。

一方、防衛省が公表した「沖縄県道104号線越え実弾射撃の分散・実施について、令和7年度訓練計画」では、今年の4月から6月の間に矢臼別演習場で米海兵隊移転訓練が行われるということになっています。

矢臼別演習場での米海兵隊移転訓練は、2021年度、令和3年度から4年度連続で実施されています。加えて令和7年度実施となると、5年度連続となり、これまでの町の回答してきた内容と食い違うことになります。

将来にわたって矢臼別演習場での訓練が固定化されないよう、訓練が5か所の中で組み替えながら実施されること、また、これ以上の拡大がないよう、最低でも5年に1度は実施されない年があることを、町として防衛省や北海道防衛局など関係機関に強く求めていることが必要と思いますが、町長の見解をお聞きします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 矢臼別演習場における訓練の固定化に対する懸念につきましては、これまでも北海道と矢臼別演習場周辺4町で組織しております矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じ北海道防衛局に対しまして、特定の演習場に集中することなく、5カ所の持ち回り計画に基づき、分散実施することなどの要請をしてきたところです。

矢臼別演習場における移転訓練実施を計画とする内容での公表は、訓練が計画されていたものの、中止となった令和2年度の計画も含めた場合、平成29年度以降、9年連続の計画となっていますが、令和7年度に矢臼別演習場で訓練が実施された場合、移転訓練を受け入れて以降、初めて5年連続の実施となる見込みです。

5年に一回は訓練が行われたいとの認識につきましては、平成9年度に移転訓練を受け入れて以来、当時の訓練実施状況を鑑み、歴代の町長が議会で答弁してきたものと考えていますが、北海道防衛局からは、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施については、本土5演習場、矢臼別、王城寺原、北富士、東富士及び日出生台の自衛隊の演習場ですが、この中から4つの異なる演習場を使用して年間最大4回実施する旨、日米間で合意されており、各年度の訓練計画については、その都度、米軍の年間の訓練計画や各演習場の使用計画等を踏まえ決定しているものであり、各演習場の連続使用年数に係る日米間及び地元との取り決めはないと説明を受けております。

しかしながら、米海兵隊の訓練に対し不安の声を寄せられる住民の皆さんへの配慮の観点からも、矢臼別演習場関係機関連絡会議等を通じ、本訓練が矢臼別演習場に固定化・集中化することがないように引き続き取り組んで参ります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点確認したいのはですね、2008年9月の定例会で、私の質問に対して、当時のね、水沼町長が、5か所による分散実施、5年に1度は休むと、こういう約束のもとで演習が行われていますというふうに答弁されたことについては、これは議事録に載ってるわけですから、間違いないと、事実であると、こういうふうに答弁したことは事実であるということについて確認をしたいと思いますが。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 平成19年度の訓練が矢臼別以外が中止になって行われなかったこと、そして、平成20年の訓練も、ほかの演習場では中止になったことから、矢臼別への集中化を懸念する声に対して、いわゆる5か所による分散実施、5年に1回は休むと、こういう約束のもとに、この演習は行われているところでありまして、現在のところ、そういうことにつきましては守られているところでありまして、ということをお答えしております。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） という答弁があったということは事実としてあるんだということが確認されましたけれども、これ大変重いですよね。

軽いものでは決してないというふうに、全員が認識できるんじゃないかなというふうに思うんですが、防衛局の、先ほどね、防衛局はこう言っているということについては、防衛局の見解としては、分かりましたけれども、そこに食い違いが生じているということは間違いのない事実であるということで、それで今部長がね、答弁された最後の部分、大変重要だと思いますので、その点を再度確認したいと思うんですが。

町民の不安などにきちっとこたえるという姿勢で、固定化、集中化をしないように、矢臼別に、移転訓練が固定化、集中しないようにしていくというふうにしていくっていうかそういう要望していくというふうにお答えになったと思うんですが、その姿勢は、今後も続けていく、これからもやっていくというふうに確認してよろしいでしょうか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議員おっしゃられるとおり、矢臼別演習場に固定化、そして集中化することがないように、引き続き要請活動を取り組んでまいります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひ、町長、その姿勢で取り組んでいていただきたいというふうに思います。

それですね、2番目の質問に、入りたいと思います。

2番目はですね、「難聴者へのケアと助成について」であります。

2022年、令和4年9月定例会において同テーマで一般質問をしました。また、令和6年6月定例会で横田議員が高齢者の難聴対策について質問しておられます。そこで出された町の答弁を踏まえて、改めて難聴者へのケアと助成について5点質問をいたします。

1点目ですが、現在国の制度として、聴力レベル70デシベル以上の高度・重度難聴者には障害者手帳が交付され、補聴器などの費用支援が行われています。

別海町は独自に、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象に

ならない18歳未満の「軽度・中等度難聴児」に対し、補聴器購入費等助成事業を2020年度、令和2年度から行っています。

この助成事業について、令和4年9月定例会で質問した際、聞こえにくさを抱えているお子さんは3人程度と把握しており、令和2年及び令和3年に助成事業を活用した人は0人という答弁がありました。

また、関係する諸機関が連携して実態把握に努めていきたいとも答弁されています。

その後、正確な実態把握や周知にどのように取り組まれたか、また、その結果はどうかという点についてお聞きします。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 「別海町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」は、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴児に対しまして、補聴器購入等に要する費用を助成する事業であり、難聴児世帯に対する経済的負担を軽減し、難聴児への補聴器の装用を促すことで、言語の習得や、教育等における健全な育成を支援することを目的としております。

助成対象人数につきましては、対象児の要件としまして、聴力検査の数値や、身体障害者手帳の交付対象とならないことなどの確認が必要なことから、対象人数の正確な把握は困難な状況ではありますが、各種検診等を実施する関係機関におきまして把握している難聴児数の取りまとめを行なうことなどでの実態把握に努めております。

事業内容の周知につきましては、各関係する部署へ周知依頼を行うとともに、町のホームページへの掲載に加えまして、広報誌によるお知らせをしているところです。

事業の活用実績としましては、令和5年度に1件の申請があり助成しています。令和6年度は2月末現在で申請はございません。

今後におきましても、更なる事業内容の周知徹底を図るとともに、対象となり得るお子様を適正に把握し支援に繋げるよう、事務の推進に努めます。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 以前もね、この論議したときに、中度あるいは軽度の難聴児の方、これ把握が難しいというふうに論議した覚えがあります。

そして、今も答弁の中で、把握が難しいものであるということは言われたわけですが、そのときに、正確な実態把握をしなければいけないっていう論議をしたと思うんですね。

ですので、改めて聞きたいのは、そのときから、何かね工夫をして、実態把握に努めるということになるんだろうと思ってるんですが、何ていうか工夫、努力、何か新たな実態把握のための、その努力なり工夫なりというものがされてきたのか、されてきたとしたらどういうものなのかということをお伺いします。

それから周知の関係もね、工夫が必要なんだろうというふうな論議をしたと思うんですが、何か新たなそういう工夫というのは、あったでしょうか。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 実態の把握につきましては、今現在、毎年実施している調査機関に当たりまして実施しているところではあるんですけども、これまで以上に、関

係対象児を把握するために照会先を増やして対応しております。

また、軽度・中等度難聴は、音声が部分的に聞こえにくく、言葉の理解や発音に影響が
出ることから、言語聴覚士の介入によりまして、個別の困難に応じたトレーニングや、医
療機関への受診へつなげることが可能となっております。

本町の子ども発達支援専門職巡回支援事業ですけれども、希望があった町内の認定こ
も園などに言語聴覚士が巡回しまして、対象児童とその保護者への支援を行っております。

近年は、言葉の遅れ、発声及び発音機能などに言語聴覚士の支援を必要とする児童が増
加しておりますことから、令和6年度からは、言語聴覚士の巡回回数を増やすなどの対応
もしております。

最後に広報ですね、周知の方法につきましては、今後も、関係する保育園ですとか、あ
と学校関係の周知も、改めて徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 非常に実態把握は難しい事柄ではあるけれども、少しずつね、
努力の拡大っていうか、されているようですので、さらに、これを続けていっていただき
たいと。

それから周知の件もね、なかなか難しいっていうか、やってるつもりなんだけどって
いうお気持ちだとは思いますが、まだまだ、先ほど、交通機関の関係も出ましたけれど
も、やってるつもりでもなかなか周知されていないという部分あると思いますのでよろ
しくお願いしたいと思います。

2点目の質問に入ります。

2018年、平成30年9月定例会で、私は、生涯学習センター建設に関わって、聴覚
障害を持った方への対策について質問しています。

その際、①として、受付に筆談器を用意し、職員が対応する、②として、講演や大きな
イベント時には手話通訳者や要点筆記者の派遣を検討するとの答弁がありました。現状は
どのようなになっているのでしょうか。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（福原義人君） ただいまの御質問のほうには、私のほうからお答
えさせていただきます。

生涯学習センターでは、聴覚障害をお持ちの方のみならず、いろいろな障害をお持ちの
方や聞こえにくさを感じておられる高齢者に対しまして、職員を中心に可能な限り親切丁
寧に対応・支援をしているところです。

平成30年9月議会におきまして、一般質問で答弁いたしました「受付に筆談器を準備
し、職員が対応する。」につきましては、機器等の設置はございませんけれども、聴覚障
害をお持ちの方が来館された場合には、手書きによる筆談、あるいはスマートフォン等
による専用アプリなどを活用しながらサポートをさせていただいております。

また、北海道ろうあ連盟や北海道が行っております手話通訳者や要点筆記者の派遣事
業の活用はございませんけれども、今後は必要に応じて活用を図っていきたいと考えてご
ざいます。

さらに、言葉を文字に変換するアプリケーション支援アプリなど、様々なツールが開発

されておりますので、モニタリングやニーズを把握したうえで適切なツールを導入し、聴覚障害をお持ちの方へのサポートを引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 手話通訳者や要約筆記者の派遣をこれからニーズに基づいてね、やっていこうというような御答弁だったと思うんですが、今までは要請はなかったというふうに理解してよろしいかということと、それからそういうことについて、難聴を抱えておられる方の団体があると思うんですけれども、そういう団体との協議なんかをされてきたのかということをお伺いします。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（福原義人君） ただいまの御質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

北海道ろうあ連盟や、北海道が行っております派遣事業につきましては、要請がなかったというふうに認識しております。

それから、もう一つ、聴覚障害をお持ちの方の団体との協議の部分につきましては、これまで、令和4年からは協議をした実績はございません。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひ当事者のね、要望なんかも聞いていただいて、事業を進めていただきたいと思います。

3番目の質問です。

同じく生涯学習センター建設に関わって、聴覚障害を持った方への対応について、私は当時磁気ループの導入を提案しましたが、集団補聴装置を大ホールや会議室に設けるといふ答弁でした。現状はどのようなになっているのでしょうか。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（福原義人君） 生涯学習センターでは、聴覚障害をお持ちの方や耳の不自由な方に、「FM集団補聴システム」を運用開始時からホールと会議室に導入しております。

当センターが導入していますシステムは、劇場やホール、会議室などの補聴支援に適しております「FM集団補聴・75MHz」ですが、電波法で定められました福祉電波を使用したシステムで、利用者がお持ちの補聴器や施設備付け受信機を使い、場内音声をクリアに聞いていただけるようになってございます。これまでの利用実績は、ごく少数ですが、これからも丁寧なサポート対応をしていきたいと考えてございます。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 周知を含めてですねこういう、なんて言うんですか、装置っていうか、がありますよと、大いに利用していただきたいという周知を含めてですね、それに力を入れていただきたいというふうに思います。

4点目の質問ですが、高齢者の難聴について伺います。

令和4年9月定例会で、町長は補聴器の適正な使用による高齢者の健康寿命の向上と介護予防の推進を図ることが重要だと認識している、そういうことをしっかり取り組んでいきたいと答弁されています。加齢性難聴に行政的対策をとることの重要性については、基本的な点での認識は共有できているものと思います。

同時に購入費等の助成制度については、「国の動向やニーズ調査の結果を踏まえて、慎重に判断していきたい」とされました。

その後、介護保険事業計画策定作業の中でニーズ調査が行われたことが、令和6年6月定例会の横田議員の一般質問に対する答弁でわかりました。その調査によると「耳が聞こえなくなったと感ずることがある」と回答した高齢者が半数を占めているにもかかわらず、補聴器をつけている方は約7%だったということです。

また、調査の結果から補聴器を適切に使用することで自身の生活環境が改善されることを考慮し、起こってくる聞こえにくさが加齢によるものか、または他の疾患によるものかを適切に把握し、補聴器等の必要性や継続して使用できるかなどを判断し、支援していくことが重要であると認識したとの答弁もありました。

このニーズ調査の結果と答弁を踏まえてお聞きします。

約半数の高齢者が「聞き取りにくさ」を感じているということは、早期の対策、幅広い対策、力を入れての取組が求められているということだと思います。答弁にある「適切な把握」「判断」「支援」について、検討を含めどのように進めてきたか、また今後具体的にどのように進めようとしているか、お聞かせください。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

ニーズ調査等のアンケート結果からもわかるように、聞こえにくさ、聞き取りにくさについては、高齢になると多くの方が感じられるということがあると思いますけれども、そういったことは認識しております。

その聞こえにくさや聞き取りにくさが、加齢に伴う難聴であるか疾患等に伴う難聴であるかなど、ある一定の判断が必要となります。

また、認知症等により、聞こえにくさや聞き取りにくさを訴えている方でも、話の内容理解が困難であるというケースもあります。

このような方々の症状を把握するため、聞こえにくいと感じている方に対し、実際に耳鼻科等を受診し直接医師に相談していただくか、地域包括支援センターに相談していただくよう、相談の際や広報等を通じてお知らせしているところです。

また、補聴器等の必要性や継続して使用できるかなどの判断についても、認知症等により単に補聴器や集音器を使用することで解決する問題ではない方がいらっしゃいますことから、適正な使用の支援として、実際に相談に来られた方について、状況等を踏まえ耳鼻科への受診を勧めることや、実際に耳鼻科に行かれた方については、地域包括支援センターでの状況把握を行い、必要に応じて耳鼻科と連絡調整をして、適切な診断による使用の必要性についての支援を行っております。

このような支援を続けていく中で、適切な診断により使用が認められ、実際に補聴機器を必要とされ、購入を希望される方に対し、高齢者の健康寿命の向上と介護予防の推進を図ることが重要であると認識したことから、このたび、その購入に伴う経費の一部を助成

する事業の実施に努めていきたいと考えています。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 支援に踏み出すという御答弁でしたので、大変うれしく思います。

ただですね私もいろんな方から話を聞いてると、適正な判断で、今部長おっしゃられたけど、補聴器が有用なんだかどうかということは、やはり専門家の診断が必要だっているのは、そのとおりだね。

ところが別海町の耳鼻科ありますけれど、常駐の先生ではなくてですね、中標津のほうにお世話になる方、実はうちがそうなんですけど中標津お世話になってるんですけど、そういうことで、その診断の環境をどうつくっていくかっていうことが一つの課題かなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうね。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

診療関係機関の状況かと思うんですけども、やはり限られた社会資源の中で、困難な方が相談しに行くというところですので、まずは地域包括支援センターのほうにですね、気軽に御相談をいただいて、その中で、その方が、受診できる、医療機関のほうにつなげるですとか、紹介させていただくというようなことも手法的にはあるかと思いますので、ぜひ相談いただければと思います。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これからもですね考えなければいけない課題がたくさんあるかなというふうに思うんですが、お互いに努力しながらね、切り開いていきたいなというふうに今感じてます。

5点目の最後の質問ですが、2024年、令和6年6月定例会において、横田議員は、次善の策として「軟骨伝導イヤホン」の導入を提案しています。

これに対する答弁は、軟骨伝導イヤホンのメリット、特徴や利点をあげ、高齢者等の利用の多い窓口を設置することを検討しているというものでした。

その後の経緯についてお知らせください。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

現在、福祉部におきまして「軟骨伝導イヤホン」を1台購入しまして、窓口相談時ですとか介護認定調査のときにですね、地域包括支援センター等による自宅訪問、そういった際に、聞こえにくさや聞き取りにくさを感じている高齢者の方に、実際に使用していただき聞き取りやすさなどの確認を行っております。

実際に使用した方で、必要性を感じ購入された方もいらっしゃいますし、普段と変わらないと訴える方、音としては聞こえるが内容はわからない方など、様々な御意見をいただきました。

補聴器よりも聞きやすいという意見も多くあったことから、今までの実証結果を踏まえて、高齢者等の利用が多い主要な窓口を設置することとします。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これもまた一步進んだというふうに思います。

いろんな課題ありますけども、私も町民の御意見などをよく聞いて、またお伝えをしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで答弁者入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時36分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、3番高橋眞結美議員、質問者席にお着き願います。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） 通告に従いまして、質問いたします。

テーマは「誰にでも優しいふるさと交流館を」。

昨年12月の議会で町長から、ふるさと交流館の宿泊部門やレストラン部門の再開に向けての報告がありました。

現在、ふるさと交流館周辺一帯における地域活性化拠点再生構想の策定に向け検討されていると思います。

ふるさと交流館は入浴を楽しむ憩いの場ではありますが、別海市街での宿泊施設増加の動きや別海パイロットスピリッツ効果を鑑みると、町内外から幅広い年齢層の方に利用されることが予想されます。

ふるさと交流館の老朽化も進行しており、今後どのような整備が展開されるのか現時点では分かりませんが、現在の浴場やトイレなど、高齢者や障害者目線で障壁となっている点がいくつかあります。

バリアフリーとは、社会の中にあるさまざまな障壁、バリアを取り除くことを言い、また、ユニバーサルデザインとは、はじめから全ての人が利用することを考えてデザインすることを言いますが、どちらも、誰もが参加しやすい社会に変えていくためのものです。

今は様々なツールで情報が入り、特に観光客は自分に最適なものを調べ、確認してから出向く傾向にあります。

町民及び来訪者にとっても、バリアフリーとユニバーサルデザインを意識した整備が必要と考え、質問いたします。

1点目の質問になります。

ふるさと交流館を町の拠点として再生し、地域全体の持続的な経済循環を目指すと町長はおっしゃっていましたが、地域活性化拠点再生構想の中におけるふるさと交流館の役割として、経済循環の拠点のほか、町民の交流施設や福祉施設としての位置づけはされるのか、お聞きします。

○産業振興部次長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小野武史君） 別海町ふるさと交流館設置条例では、施設の設置目的を「町民に憩いの場を提供し、福祉の向上と健康の増進を図るとともに、他市町村との交流を深め、明るく豊かな郷土づくりに寄与する」ものと、このように定めております。

ふるさと交流館は、町民の福祉と健康を支える重要な役割を担っており、加えて地域外からの交流促進の一助ともなる施設であります。

このことから、ふるさと交流館は、福祉施設としての位置づけではありませんけれども、地域経済の循環推進だけではなく、交流促進や福祉的機能といった役割を有する施設として引き続き位置づけられるものと、そのように考えております。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） まず地域活性化拠点再生構想は、ふるさと交流館周辺一帯のでございましたので、少し私的の射ない書き方で反省するところでありますが、意図をくみ取っていただき、御答弁ありがとうございます。

ふるさと交流館の目的として、町民の憩い、福祉、健康、そして町内会の交流ということで、改めて確認し、理解したところでございます。

宿泊部門、レストラン部門再開ということで、さらなる誘客が増え、そうですね町民はもちろん、別海を訪れる人が、道の駅のように、別海に来たら気軽に立ち寄っていただける、そんな明るいにぎやかな場所になることを期待しております。

ですがやはり、より多くの方が訪れるということ、利用されるということになりますと、今の時代、箱物、箱物には人権の配慮も求められているところでございますので、次からは、機能的な部分の課題について、質問させていただきます。

2番目の質問になります。

ここからはふるさと交流館について、施設の具体的な話となりますが、まずは浴槽についてです。

入浴するために、浴槽内で1段35cmの階段を2段下りる必要があり、安全確保のための手すりが設置されてはいるものの、その階段の高さは高齢者には大きな負担で、危険を伴っています。

特に浴槽から上がるときの1段目は、手すりの位置の関係から、後ろから腰を押してあげなければ高齢者はスムーズに登れない場合もあります。

また、高齢者以外で、股関節を治療した方などにとっても悩ましい高さです。

このような状況を問題視し、課題として受け止めているのかをお聞きします。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） ふるさと交流館につきましては、町やふるさと交流館に設置しているご意見箱、またフロントへのお声がけなどにより、様々な意見をいただいておりますが、浴槽の手すりや階段の高さに関する意見は、これまで特にいただいております。

しかし、30cm強の段差は小さなお子様や高齢者にとって、利用しやすい高さとはいえないと考えますので、今後の入浴機能を検討するうえでの課題として位置づけます。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい、課題として共有していただけたと理解しております。

もう少しつけ加えさせていただきますと、今年に入り私も何年かぶりに温泉のほうを利用させていただきました。

4回ほど続けて行ったわけなんですけれども、以前は気にもとめていなかった浴槽の高さがですね、私も年を重ねたせいか、こんなに高かったのかと、ちょっとびっくりしたところでございます。

ちょうど行ったときにですね、根室から来たという高齢者の方と一緒に風呂につかりながらお話しさせていただいたんですが、とにかく別海は温泉があつていいねということで、福祉入浴券もあるんだよなんてアピールもしたところでございますけれども、多少ちょっと不自由な歩き方をされていましたが、何うと、手すりがあるから何とか入れれるんだとおっしゃっていました。

出入りの様子を私が見ていましたら、やはりかなり手に力を込めて、勢いをつけて上がっている状態で、御本人は気づいてないかもしれませんが、入るときも上がるときも、後ろ足の甲や足の指をやはりぶつけておられています。

あとはまた別の日に行ったときなんですけれども、小さいお子様と一緒にいたお母様とも、またこれも風呂の中でお話しさせていただきましたが、やはり小さいお子様は段を上がって下りるというのが難しいので、横のほうから入っていくんですね、またぐような感じで。

やはりお母様にお聞きすると、うちももや、股をぶつけたことがあると、子供が痛いとか叫んだこともあるということを笑い話程度に教えてくださいました。

また別の日だったんですけれども、これは特別お話を伺ったわけではないですが、遠目から見て、赤ちゃんを抱っこされているお母様もいらっしゃいます。

抱っこしたままで、深い段差と手すりのところを下りるという、とても見ていて、不安定な感じがしました。

あと私の友人にも股関節を手術した方がいらっしゃいますけれども、ちょっと友人に、どんなものかと伺いますと、人によって可動域は違いますけれども、ちょっとその高さは私は入れないかなというようなお話も伺っております。

はい、課題として受け止めてはいただきましたけれども、意見として、アンケートや御意見として声が上がっていないというのは、確かにとても小さな障壁で、何とか入れるからいいかなと。

また温泉ということもございまして、ちょっと入るのに苦労してもお湯につかると、ちょっとほっこりするということで、軽いストレスも忘れてしまうので意外と声に上がらない部分なのかなということもございます。

まず今回意外と気づかないこの部分を、課題として挙げさせていただきましたので、共有していただけたと理解しております。

次、3番目の質問に参ります。

別海町内の車いす利用者の方が「お湯につかることができないので福祉入浴券はもらっていない」と話されていました。

その方は、時折ご家族で清里町の「緑の湯」で温泉を楽しまれています。この施設は、浴室用車いすに移乗して車いすのままお湯につかることができる「おもしろ風呂」があります。

福祉入浴券受給対象者であっても、使うことができれば「福祉のまち別海」とは言

えません。ふるさと交流館に車いす用の浴場が必要と考えますが、見解を伺います。

○産業振興部次長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小野武史君） 現在、ふるさと交流館及びその周辺区域に必要な機能を、ソフト・ハードの両面から具体的に検討し、導入機能の整理と配置計画の具現化などを盛り込んだ地域活性化拠点再生構想の策定を進めており、ふるさと交流館の改修規模や方法などの具体的な内容や実施につきましては、策定した構想を基に今後進めることとなります。

現状での施設におきましては、新たな入浴機能を設置することは難しいと、そのように判断しておりますけれども、今後ふるさと交流館の入浴機能について、改修等が決まりましたら、アンケートなどによるさまざまな御意見等も参考にしながら、より多くの方に安心して温泉を楽しんでいただけるよう、施設並びに環境整備を進めることになると考えております。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） 改修規模を今構想中ということでございます。

どの程度の改修かはまだ分かりませんが、車椅子の方も温泉を楽しんでもらいたいと。

この辺なかなかそういう設備の温泉もございませんので、ぜひ実現してもらいたいとは思っているところであります。

また、今、車椅子を使われる方は、情報をしっかりあらかじめ調べて、旅行なり外出なりされております。

そういう設備があるところを選んで、来ていただくというふうにもつながると思いますので、また構想の中で検討していただければいいと思います。

それと先ほどの段差のことでの質問に関してですけれども、ちょっと大きな改修は浴槽ですのでね、難しいとは思いますが、例えば手前に、まず入るときですね、35センチをまたいでまた35センチを下りないといけないわけですから、まず手前に、踏み台が、浅い踏み台が一つあればいいのではないかと思います。

また下りたところの手すりの部分ですね、スロープ状になっていれば、そこだけの部分の改修で済むのではないかと、スロープ状で、スロープの長さの手すりがあれば、意外と大きな改修に至らなくてもいいのではないかと思いますので、また、構想の中に検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

4番目です。

ふるさと交流館には多目的トイレがありますが、オストメイトという、人工肛門・人工膀胱を付けた方に対応する設備とユニバーサルシートが設置されていません。

ユニバーサルシートとは、下肢機能の麻痺で立つことができない車いすの利用者などが、横になって衣服の脱着やおむつ交換を行うためのベッド型のシートで、折り畳んで壁に収納できます。

ベビーシートは多く見かけますが、ユニバーサルシートの代用はできません。

ふるさと交流館には、オストメイト対応とユニバーサルシートの設置など、優しさや思いやりを重視した構想が求められると思いますが、見解を伺います。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） 先ほどの質問でもお答えしましたとおり、現在、地域活性化拠点再生構想の策定を進めておりますので、具体的な改修等は策定された構想を基に進めることとなります。

ただし、町としまして、ふるさと交流館の利用促進を図る上で、車いすの利用者をはじめ多くの方が快適に御利用いただける環境を整えることの重要性は十分認識しております。

現在、施設内に設置している車いす用トイレには、スペース等の問題で新たな機能の導入は困難ですが、今後、施設の改修が決まりましたら、多様な利用者へ配慮した設備や機能の導入についても協議し、利用者に楽しんでいただける施設を目指したいと考えております。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） こちらも構想の作成中とのお答えですが、そうですね、ぜひこの課題も検討していただきたいと思っております。

つけ加えますと多目的トイレ、こないだ行ったときに見てきたんですけども、入り口前がですね、今の状態、すごい狭いんですね。

多目的トイレの入り口に当たる部分、通路の部分なんですが、靴の脱着をする狭い通路となっておりまして、私が入ろうとしてもちょうど靴を履いて出てくる方がいらっしやいまして、待っていないと通れないぐらいの狭さになっております。

ちょっとその部分も、多目的トイレに車椅子で入るにしてもちょっと通路が狭いのではないかと感じましたので、この部分も課題として受け止めていただければと思います。

そうですね、オストメイトやユニバーサルシートなどですね、この件に関しましてはバリアフリー基本構想のほうにもつながりますので、今後もこの周辺一帯とですね、継続的に私も追いかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、町長にお聞きします。

宿泊やレストラン部門の再開に向けて整備すると、先日の行政執行報告でもありました。

宿泊、レストラン部門の再開に向けての整備、そして先ほど御答弁でもありました改修という言葉もございました。

そして総合計画の見直しでも、ふるさと交流館の課題として、老朽化の進行というのも挙げられております。

この、再開に向けての整備、改修を、町長はどこまで視野に入れて考えておられるのかをお聞きしたいところ。

そして、これはいつまでに行うのかということもお聞きしたいと思います。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 高橋議員の御質問でございますけれども、改修という言葉ですけども、私はもっともっと大がかりな修繕、または増築と考えております。

宿泊客のキャパも、今までは10室ちょっとで30名ちょっとでしたけれども、やはりこれからきちっと運営していくためには、バス1台分ぐらいの収容キャパは必要かなとい

う思いもありますし、現状の風呂、それからレストラン関係ではとても狭くて、今おっしゃられたような、いろんな要望に対応はしていけないという考え方を持っておりますので、基本的には、全面的な改修または増築というようなことを考えておりますので、もう素案がある程度ありますので、それをしっかりと、実施設計まで持って行って、今年中には、もう必ず着工していきたい、それぐらいな迅速性を持って取り組んでいかなきゃならんと、そう思っております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） 御答弁ありがとうございます。

大がかりな改修、増築ということで、今後とも委員会のほうでも調査させていただいて、追いかけていきたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番高橋眞結美議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に10番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 通告に従いまして一般質問を行います。

最初は、「町立別海病院の経営について」。

昨年6月の定例会に続いて委員会の総意として質問いたします。

そのときには医師確保に向けて関係機関へ訪問し、現場の説明と要請の継続、町立別海病院の医師との交流や話し合いの継続化、尾岱沼診療所と西春別駅前診療所についても欠かすことのできない施設であり、継続に努めていく方針を伺いました。

その後、西春別駅前診療所の後任の医師が決まり安堵しています。今後は、尾岱沼診療所の後任を含む町立別海病院の早期の医師確保が求められます。

町立別海病院では、令和5年・6年の2年間をかけて「町立別海病院経営強化プラン」（以下「強化プラン」という。）を作成しました。福祉医療常任委員会においても、強化プランの説明を受け調査を進めてきました。

令和6年3月に完成し、同年4月から強化プランによる病院経営が展開される予定でした。

ところが、同年3月末に医師3名の退職という大きな変化が生じ、スタートから基盤が崩れてしまいました。強化プランでは、有識者を含めた外部委員と当院職員から構成する「町立別海病院経営改善検討委員会」により点検・評価を行い、必要に応じて強化プランを改定するとあります。

また、病院事業は独立採算を原則とする公営企業ですが、地域の医療を担う役割から、どの市町村でも補助金、負担金、出資金として繰入を行っています。令和6年度は、医師退職による入院患者の減少や新型コロナウイルス感染症対策関係の補助金の減少等があ

り、医療収益が大きく減少していると思われます。

以下、質問いたします。

1点目、町立別海病院への町からの繰入金の決算額は、令和4年度、令和5年度とともに約8億5千万円でした。

令和7年度の当初予算では11億6千万円が見込まれており、令和6年度の当初予算8億9千万円に対し、2億7千万円の増額になっています。

今年度の繰入金の決算額の見込みは、どの程度になるかお聞きします。

○病院事務課長（榎木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（榎木直人君） 3月補正予算額で内訳から申し上げます。

一般会計補助金で1億1,375万7千円、一般会計負担金で9億7,654万8千円、一般会計出資金で7,969万5千円で今年度の繰入金の見込額は11億7,000万円と見込んでいます。

今年度の繰入金が増加したことにつきましては、令和5年度末をもって常勤の医師2名が退職、また産婦人科医師が定年を迎え診療日数が減少したことにより入院収益及び外来収益が大きく減少したことに加え、物価の高騰による経常的な経費の増加などが影響し、経営状況が悪化したことが要因と考えております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、今年度の予算額、本年度11億7,000万円ということで、今年度だけ見てみますと当初の3億2,000万円の増額になるかと思うんですけども、今、医師2名の退職ですとか、物価高騰とかそういう理由の説明がありました。

また医師の働きに向けては、現勤務している先生方が宿日直をしないで、それぞれ出張医によってカバーしてるという話も聞きましたが、当病院にですね出張していただいている先生方の、人数並びに予算っていうんですか。その辺りどのぐらいになってるかお聞きします。

○病院事務課長（榎木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（榎木直人君） 出張医の報酬でございますが、令和5年度で、1億2,400万ほどですが、令和6年度で、1億4,800万円ほどになっております。

体制としまして、6年度から当直医を、常勤医1名体制のため常勤医を当直に充てないことを基本に、出張医の数を増やしたことにより、増額してるものです。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今の説明ですと、1億2,000万が1億4,000万ということとさほどですね、そんなにではないんですが、やはり医師2名の退職というのが響いているということがですね、収入減につながっているというのが理解できました。

それで、次の質問に入ります。

2点目、医師確保に向けて、いろいろな手立てを取ってきたことと思いますが、4月からの町立別海病院の医師体制についてお聞きします。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） 本院につきましては、現在のところ新たな常勤医の確保に至っておらず、令和6年度と同様に内科、外科、小児科の常勤医がそれぞれ1名、産婦人科、精神科の非常勤医がそれぞれ1名の体制を予定しております。

西春別駅前診療所については9月から後任の医師が赴任することが決定しておりますが、尾岱沼診療所については後任医師確保に向けて現在面接等を実施しているところです。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） これ、残念ながら新たな医師の確保についてはめどが立っていないということなのですが、町長さんにお聞きしますが、6月のときの回答では、あのときいただいているんですが、今話がつきつつあると。

あのときもしやべれないのではっきりと言えませんがと、前置きが歯切れが悪かったんですが、福祉医療常任委員会としていろいろやってきて大変残念なんです、これだけ町長がいろんなところで補助事業とってきたりですとか、ふるさと納税がこれだけの飛躍ですね、されてるですとか、あと協力隊を使っているいろんな町の繁栄ですね、そういうようになってですね、また企画改革とかしてですね、新たな動きを見せている中で、これだけいろいろな動きをできながら、医師確保については少し弱いって言ったら言葉悪いですけども、結果が結びついていかない、現在ではないと思うんですが、このあたり、どのようなお考えでしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私の動きが悪かったのではないかなという趣旨でしたけれども、大変遺憾でございます。

医師確保だけに留まらず、防衛にしても農水省にしてもいろんなところで私はできるだけ動いてきたと、そういう自負を持っております。

昨年の議会の中で、医師確保の道筋が少し見えてきたという報告はしましたが、その後、1月に医大の教授のところにも、要請に行ったんですけど、そのときに、医大の教授から、「町長、179市町村に1人ずつ常勤を置くのは無理ですよ」と。

もうそうでなくても今内科医が非常に少ない中で、各自治体から要請を受けてるけども、まして別海町は、本院と、診療所と3か所あると。

これを全部カバーしていくというのはなかなか難しいと。

それで一つの補完方法としては、遠隔医療等で患者の状態を見ただけで、すぐ、薬の処方等ができるような体制を少しとっていければ、内科医の負担も減ってくるのかなというような提案もありました。

ちょっとめどは立ちそうだと思っていたドクターにつきましては、ある自治体のほうが、現在その自治体に勤務したんですけども、その自治体のほうでちょっと抜かれると、自分の自治体が、医者がいなくなるというような、そういう関連性もありまして、大都市のような内科医がある程度あふれている地域から来てもらうのはありがたいんですけども、そういう今現在僻地の自治体のところでキープしてるドクターを、別海町に来てくれというのもこれもなかなか無理を言えない状況下でもありますので、そこはやっぱり

ちょっと我慢しなきゃならんなどとは思っております。

今、西春は幸いにして、1人来てもらうことになりまして、尾岱沼のほうは何とか、今面接してる最中でして、これを朗報は届けられればありがたいなと思っておりますし、本院は今のところ、見つかっていないんですけども、ただ、西春の方も大変まだ若い方ですので、西春の診療場にそのまま全日勤務するというような方向ではなくて、本院との掛け持ちもするというような方向性もできるのかなと。

そういうようなことも含めて、少しでも、二つの診療所一つの本院の中で、やりくりができるような方法もやっていければと、そういう思いも持っております。

今現在、尾岱沼の診療所のドクターについては、面接中でございますので、これもぜひ、いい返事をいただければと、そういう思いでおります。

これからも頑張っていきますので、どうぞ、外山議員、私も動いてますことを御理解いただきたいと思います。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） どうもありがとうございました。

今、西春別の先生がまた掛け持ちとかという話も、どうなるか分かりませんが、そうすると、本院での内科医の方が増えるということですね町民にとっては大変ありがたいですけども、引き続いてですね、よろしく願いしたいと思います。

続いて、3点目です。

令和6年度から内科医が1名体制となり、受診するのが困難になってきている町民がおり、他市町の病院を受診したくても、紹介状がなければ受診できない場合もあります。

町立中標津病院など、近隣の病院と連携をとることができないかお聞きします。

○病院事務課長（榎木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（榎木直人君） 従来から各医療機関の事情により町立中標津病院の内科や釧路市内の医療機関においても紹介状がなければ受診できない場合があります。

これは、ある程度患者数を制限しなければ外来の対応が困難な状況であるという各医療機関の事情があり、紹介が必要なケースは紹介状をもって受診していただくということで、御理解お願い申し上げます。

近隣の中標津や釧路の病院との連携につきましては、患者様の状況により転院や他の医療機関への受診について、医師と医師による調整や連携室を活用することにより行っているところです。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、各医療機関の状況によりということで、お互いですねこの仕方ない部分はあるんですが、我々議員ですとか、そこに住民の声、町民からやっぱり声がいろいろくるんですよ。

行きたくても行けないとかっていう、中にはもう本当に悲痛な叫びっていうか悲痛な声まで議員のところにもいろいろくるものですから、何とかその一つ、予約制という制度はあるんですけども、他の病院ですね、行ける連携ということでですね、なればいいなと思ってお聞きしました。

それぞれ事情があるということでお聞きしました。

それでは4点目、本町の今後の病院運営の基本となる「町立別海病院経営強化プラン」の今後の対応についての質問です。

「町立別海病院経営強化プラン」は、策定時と現在において、医師の退職や収益の減少など、病院を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後の病院経営に当たり、強化プランの見直しが必要だと思われますが、どのような考えをお持ちかお聞きします。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） 医師の退職や収益の減少などで経営状況は非常に厳しい状況となっております。

12月定例会において、地域医療体制維持確保特別対策事業により地域医療体制を維持、確保し、町民が安心して医療を受けられる環境を安定的に提供するために一般会計から一定の期間、資金を投入し、安定した医療の提供と経営の安定化に向けた事業の取り組みを進めることが予算措置されたところでございます。

現状におきましては、本院、診療所共に現行の医療提供体制を維持することを最優先に一般会計からの繰入れを受けながら、医師、看護師等の確保に努め経営状況の改善を図ります。

また、将来的には経営状況の改善はもちろんですが、今後の人口減少、少子高齢化の影響による診療科目、病院の病床数、また、診療所の在り方等について検討が必要であると考えており、病院を取り巻く現状に合わせて強化プランの見直しを行っていきたいと考えております。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、最後のほうにですね病院を取り巻く現状に合わせて、強化プランの見直しを行っていくということでちょっと漠然としないんだけど、これは、行わないということか、現状ということだね。

ただ最初にも書きましたが、これについて別海病院経営改善委員会を設けて、立ち上げて、点検を評価を行うというプランの中でうたってるわけですが、これについては多分毎年行うものかなと理解してるんですが、これについてはどのようなお考えでしょうか。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） ただいまの回答とちょっと重複してしまうところがあって申し訳ないんですが、まず、現状的には、本院、診療所とともに、現行の医療提供体制っていうのを維持するっていうのを最優先に行っております。

それとプランについてなんですが、将来的にはというお話を申し上げましたが、やはり、医師の退職が直近であったりとか、また、看護師のほうもですね、現状はここ何年か、現状維持を行っておりますが、当然その看護師が不足した場合、救急は受けられる受けられないということも影響しておりますので、そういったことを踏まえて病院を取り巻く現状に合わせて、強化プランの見直しを行っていくと回答したところでございます。

プランの見直しについては、基本的には、1年ごと見直しはするんですが、ちょっと現状の医療体制を整備するっていうところを最優先に動いてますので、必要に応じた上でですね、どうしても予算のほうも、このように、繰入れの額も変わっておりますので、現状に合わせるというのは、そのような状況に合わせた上でですね、プランの見直しを行って

いきたいと考えているところでございます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、現状に合わすということですね、我々の福祉医療常任委員会も毎月ですね、病院のいろんな調査物出て、本当に一生懸命やってるっていうかね、尽くしてるとかいろいろ工夫をして改善しているということも見てますから、なおかつということであれなんですけど、やはり田村議員のときも町長言ってましたけど、やっぱりビジョンというのがあって計画があつていろいろこういう物事進むっていうんですか、それぞれの事業が運営されていくと思うんですが、やはりこれ国からつくりなさいよということでね、最初はそういうきっかけだったんですけども、やっぱり多額の予算を講じてですね、せっかくつくられたものですから、連携も含めてこの中にうたってますけども、見直しということをお願いしていきたいと思います。

以上で1番目については終わります。

それでは2点目。

「学校運営について」。

本町では、GIGAスクール構想が2021年にスタートし、児童生徒一人にタブレット端末を一台配るなどのICT環境整備により、学習活動の充実や主体的・対話的な深い学びにつながる授業の実現を目指してきました。当初心配された通信環境の問題、教員の指導力などの問題も光回線の整備やスクールサポーター配置などにより解決されてきました。

学習面では、小学校の中学年が調べた学習のまとめをプレゼンテーションしたり、子供たち同士で教え合いながら学習を進めるなど、タブレット端末を身近な学習用具として、技能を身につけ活用している状況です。

さらに、不登校気味な児童生徒に対する、朝の会や授業への参加等にも活用され、学校と児童生徒をつなぐツールとしても活用されるなど、有効に活用されてきていると思われます。

また、町内の学校では、各地区ごとに小学校と中学校での合同運動会や避難訓練、幼稚園と保育園が連携した授業参観・研修会が行われており、別海地区では義務教育学校の設置に向けた検討がなされているなど、小中一貫教育に向けて、準備が進められています。

以下、質問いたします。

1点目、GIGAスクール構想の成果と今後の課題についてお聞きます。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

GIGAスクール構想とは、児童生徒に一人一台のタブレットを配備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力を一層確実に育成することを目的とした文部科学省が推進している教育ICT化の政策です。

別海町でも令和3年度より、個別最適化され、より主体的・対話的に学ぶことを通じて生き抜く力を育むことを狙いとして実施しており、たくさんの効果がみられています。

例えば、学習の高度化がはかられました。

調べ学習やプレゼンテーションが容易にできるようになり、児童生徒の表現力や情報活用能力が向上しております。

また、デジタルツールを活用して学びあう学習を展開することで児童生徒のコミュニケーション能力が育まれております。

一方で、多種多様な情報を受けとることになりますので、その情報が正しいか否かを判断する、いわゆるメディアリテラシーの定着が課題の一つと考えます。

学校現場では、資料を用いて具体的な事例を示し、情報の信頼性を判断する方法やメディアの使い方によって生じるリスクなどメディアの適切な利用方法について指導しています。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、部長からありましたけど、本当にたくさんの効果がですね発揮されているんだと思いますし、あと今ありましたけども、その情報が正しいかどうか、その判断する能力ですね、そういう環境というのは養っていく必要があるかなと思います。

自分は時々学校で見さしてもらうんですが、本当、子供の力っていうんですか、プレゼンですね本当にパワーポイントを使えばあっとやったりですね。昔では考えられない力がついて、素晴らしいなと思います。

ただ各学校今回もいろいろ聞いたんですが、書く能力、あれですねノートに書くですとかそういう時間帯が奪われているので、ちょっと心配だなということだったんですけども、やっぱり各学校ではそれぞれ対応ですね、日記を書かせてみたり、この日はノート学習に力を入れるなどね、そういう工夫もされていたので、ますますつながった、有効に活用されていくのかなというふうに思っております。

2点目です。

学習用ICT端末の購入については、最初に導入したときは市町村単位で調達できました。今回、国では都道府県別の共同購入の方向を示しています。本町での買い替えの時期と購入方法についてお聞きします。

また、接続するプリンターを増やし、教室や廊下にも常設することにより、児童生徒や先生が印刷室など離れた場所に行かなくても済む学習環境の整備が有効であると考えますが、見解を伺います。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

児童、生徒の学習用端末の更新につきましては、道内大多数の自治体同様、本町も北海道の共同調達の制度の中で、来年度購入する予定としています。

また、職員室のプリンターについては、各学校それぞれプリンターを大小複数台設置しておりましたが、費用対効果や利便性を考慮し、これまでより性能の良いプリンター1台に集約することとして、リース期間や耐用年数が到達した学校から順次配置を現在進めているところです。

なお、児童生徒用のプリンターについては、現在ペーパーレス化も進められておりますので、今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 性能のよいプリンターを1台、今後更新していくということで、それでいいかと思います。

今回、町村単位じゃなくて都道府県単位ということで、今回ですね、町村内で違ったためにパソコンの性能、CPUとかそれに違いによって、根室管内でもそこで使えた環境のものが、別海町に来たら残念ながら使えなかったと。

その人がパソコン優れてたんですけども、そういう弊害も若干こうあったのかもしれませんが、今度は全道統一ですからね、そういうこともなくなっていくのかなというふうに思います。

続いて3点目に入ります。

小中一貫教育に向け、各地区では、共通の学校目標や目指す児童・生徒像の取組、小学校への乗り入れ授業などの実施、9年間を見通したカリキュラムの作成の取組などが進められてきました。

しかし、地区ごとの取組内容に違いがあります。教育委員会として別海町の小中一貫教育に向けた取組に対する視点や内容についての見解をお聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） 教育委員会としては、令和8年度からの小中一貫教育の実施を目標としています。各学校区の体制整備における拠り所となるように、令和5年3月に「別海町小中一貫教育推進計画」を作成しています。

その中で具体的に5点の視点を示しました。1点目は「小中一貫重点目標」、2点目は「教育課程・指導形態の工夫」、3点目は「教育活動の系統性・連続性」、4点目は「教職員間の相互交流」、最後5点目は「家庭・地域との連携・協力」です。

また、各学校区へ訪問し説明も行い、別海町コミュニティスクール交流会を実施し、進捗状況の確認もしております。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい、5点の視点を示して、各学校へ示していると。

小中一貫の重点目標ということで、私も全部ちょっと今回調べきいていないんですが、目指す子供像とは統一されたものがあったんですが、教育目標について今時点でね、まだまだ違ったようなところがあったかと思うんですが、それは今後、来年に向けてということで取組をぜひお願いしたいと思います。

ただ1点、以前から学校への乗り入れっていうんですか、中学校の先生が小学校行って授業をやるだとか小学校の先生がということで、以前は何か活発にあったようなんですが、現在どのような取組が行われているか。

いかがでしょうか、小中連携についてですね。

○指導参事（瀬川航平君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（瀬川航平君） お答えします。

中学校の先生が小学校に来て学習を行ったり、また逆に小学校の先生が中学校に行き学習を行ったりっていうことなんですけども、継続して行っております。

頻繁な形というわけにはいかないんですけども、今後、義務教育学校等も視野に入れて、継続して行っているところです。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 取り組んでいるということでしたので、継続してですね、自分もちょっと十分調べきいていなかったかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず子供、安心すると思うんですね、知ってる先生、内容とかねそういうことによって小中の連携ですとか、また保育所から小学校ですとか、以前こんなことがあったんですけども、自分たちの保育所の卒業式とか呼ばれるんですが、そのときの小学校の先生が、園児が将来何になりたいと発表するんですよね、僕は将来何とかがって言って、僕は獣医になるとかって、それメモしてるんですよ。10数名だけど。

先生それ何に使うんですかって聞いたら、入学してきたら、やっぱり子供に声かけれると、将来。やっぱりそういうちょっとした気配りっていうのは、連携というのかな、そういうことがあって小中になっていくのかなあと思ったもんですから、今もまさに進もうとしてる小中連携また一貫、義務教育学校ということでですね、その充実に努めていただきたいと思います。

以上で次の問題に入ります。

3点目です。

「別海高等学校の生徒確保対策について」

別海高等学校普通科の間口は、入学生の減少により平成26年度から平成28年度までの3年間は2間口となっていました。この間、町民への署名活動や町長を団長とした要請活動などを行い、平成29年度から再び3間口を維持してきました。この間、町からのバス通学費用の補助、寄宿舎の設置・補助など多くの支援策も3間口維持に役立ってきました。

その後、令和5年度、令和6年度では、普通科が2間口に減少しましたが、令和6年9月に北海道教育委員会から発表された令和7年度から令和9年度までの高等学校適正配置計画において、別海高等学校は再び3間口となり、今年度は、91名の志願者に達しました。

一方、酪農経営科は、令和7年度の志願者数が4名でした。今年度が3名でしたので今後の教育活動や酪農経営科の維持が心配されるところです。

以下、質問いたします。

1点目、令和4年度から令和6年度までの3年間で、地元中学生が別海高等学校に進学した人数と、別海高等学校への進学割合について、年度ごとに伺います。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

地元中学生の別海高等学校への進学者数及び割合は、令和3年度卒業生154名中88名、割合は57.1%、令和4年度卒業生145名中69名で47.6%、令和5年度卒業生151名中68名で45%というふうになっております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今ありましたけども、自分、4、5、6年で聞いたつもりだったんですが今、3、4、5年ということだったんですが、今年6年度は、いかがでしょうか。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

人数なんですけれども、令和3年度卒業生ですので、令和3年度卒業生、令和4年度に入学者の数ということで1年ずつちょっとずれてるような形になっております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 聞きたかったのは今年度に159名卒業生いたんですが、その内どのぐらいかなと思ったんですが、計算すればですね91と出ますので、あれなんですけど、今聞いてますと、残念ながら50%、この令和4年度、5年度、年度で言ったら、5年度、6年度になるんですけども、切ってるということで、今年度はいいんですけども、来年度ということで、次、関連ありますので2番のほうに行きます。

2番目、本町の中学3年生は、令和6年度で159名でしたが、現状における生徒数の推移を参考とした場合、次年度以降の中学3年生の人数は、令和7年度から順に、135名、132名、122名、130名、106名、127名、99名、116名となり、地元からの志願者の割合が80%前後にならないと普通科3間口の維持には難しい状況になると思われそうですが、教育委員会の見解をお聞きます。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

本町の中学生の人数は、ご質問のとおり減少傾向にあります。

本町だけではなく管内、道内、全国的にも同じ状況となっています。

町内から別海高校以外の高校へ、スポーツや勉強のため進学する生徒は今後も一定程度はいるものと考えられることから、3間口の維持ができるよう生徒確保に向けて、各関係機関と引き続き連携・協議をしていきたいというふうに考えております。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 引き続き連携してやっていきたいということでしたが、以前と違って、以前みんなで署名して、あんどき9,000名ぐらいかな、そしてこれやったときには、150、70ぐらいの3年生がいたかと思うんですね。

今、示したように人数が、120、130ときにはもう100名前後という中では、町側、教育委員会一生懸命これだけいろんな手出しでやってきたと思うんですけども、自分的にはなかなか、厳しい状況にあるのではないかなと。

ただ、今、部長がおっしゃられたように、町としては諦めないで、3間口ということですね、努めるということでそれも分かりますが、なかなかその辺り、一般の町民の方も、今、部長最後に言ったように一定程度の部活をやりたい、また次の進路に向けていきたいと、そういうこと、その夢に向かっていくのは全然妨げることはできませんし、親の希望、本人の希望というのはね、ゆがめないことですから、さっき言った、5割を切るよう

な状況が続くと全体のパイがですね、120名前後になってくると、地元への進学率を上げるといふことにはですね、なるのかなというふうな気がしています。

これは今後ともね、ぜひ3学級ということで、ともにですね、できる限りのことをやっていけたらいいと思います。

次、3番目です。

北海道教育委員会では、普通科での入学者が2年連続10人を下回った場合、募集中止などを地元と協議していく方針が出されています。酪農経営科は、この方針に該当していないかお聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

令和5年に出了た道の「これからの高校づくりに関する指針」改訂版では、「所在する高校以外への通学が困難な市町村において、複数学科を設置している高校については、5月1日現在の第1学年全体で40人以上の欠員となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、地域の実情や学校・学科の特性などを考慮しながら、学科の再編整備を進めます。」と記載されております。

別海高校の近年の状況は普通科、酪農経営科併せて40人以上の欠員が数年続いている状況ですけれども、現状では北海道から再編の協議に関する通知などは来ていないと聞いております。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 一応基準的には、複数学科あるんですけども40人を切っているので、該当するんですけども、今のところ通知は来ていないということで、酪農生活科っていうか、複数あるということであれなんですけども、普通科1学級の場合は、10人を切ると、そこそこのですね、数年続くと、サテライト校になったりとか遠隔授業になったりだとか、高校設置の危ぶまれる、閉校につながるようなことがあるんですけども、今のうちの、酪農経営科においては、それが無いという確認として受け止めております。

次、4点目です。

本町では、生徒確保に向け多くの支援をしていますが、志願者が少ない酪農経営科の魅力づくりとして、海外研修派遣費用補助の増額や、以前のように子牛を飼育できるような体制の確保に対する支援が必要と考えますが、見解を伺います。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

町では、別海高校への支援事業として、現在バス通学費の助成やタブレットの購入助成、部活動バス無償運行を始めとして様々な助成を行っています。

その中で、酪農経営科に特化した支援として、ご質問にある酪農先進地への研修、視察する海外派遣事業の補助を行っているほか、酪農経営科生徒が研修牧場等での実習を行う場合に、その交通費について助成をしております。

酪農経営科については、本町の酪農を支えていくための人材育成として必要不可欠だと考えています。

生徒確保については、これまでの支援を継続することに加え、酪農経営科を選択していただけるような魅力づくりのため、海外研修派遣費補助額の拡充や子牛を飼育できる体制確保も含め、支援のために何が必要なのか、北海道別海高等学校や別海町酪農後継者を育てる会などと連携しながら協議を進める必要があると考えております。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今年の酪農経営科は1年生が3人、10人、7人として、20名しかいないんですね、今の6年のね、卒業生含めて。

普通科は二学級214人ですけども、20人のクラスとしては、3人とか7人ということで、普通、学級として成り立つかと。

普通科ではなかなか難しいんですけども、その中で高校では、先日高校で、学年の枠を取り払って1年生から3年生までで、一つのあれは進学生のことの事業で取り組んだと書いてましたけれども、そういうふうな、工夫をしながら進めていると。

願わくはやっぱり1学年10数名ですね。ということが望ましいんですが、現状ということ。

今、答弁の、別海町になくってはならない酪農生活科であるということで、いろんな補助、本当にしていると思うんですね。

我々議員も、せんだって海外研修報告会ありまして、たまたま行った子供の感謝の言葉ということで、町から半分、30数万、出してもらったおかげで行くことができましたというそういう感謝の言葉も聞くことができましたが、やはり普通科は普通科、酪農経営は酪農経営、やはり別海町にとってなくてはならない。

最後に部長言ったように、やっぱり魅力づくり、何が魅力かということ。

これは教育委員会の責任じゃないんですが、ともに考えていくということで、高校の校長先生も各学校に聞いてみたら、もう学校に来て直接1回も2回も来て、直接別海高校のことですとか酪農のことですとか、いろいろPRしてるんだけど、なかなかということですね、聞いてますけども、中学校の校長先生本当に熱心に動いてくれてるんだ。

先生方も動いてる校長先生も動いてる、そして町でもってやってるんだけど、こういう結果が2年3年続いているということです、本当に魅力づくりということですねともに考えてですね、やっていきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、10番外山浩司議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

それでは、1番市川聖母議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（市川聖母君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） 通告に従い一般質問させていただきます。

私のテーマは、「全ての町民がわかりやすい行政を目指してよりわかりやすい資料作り

を」です。

今回は、私が議員として2年間の活動をさせていただいている中で、日頃から疑問に思っていることについて質問させていただきます。

まず、別海町役場で働くみなさんも私たち議員も、別海町民がより住みやすい町をつくるために日々、努力しています。

特に、最近の事業展開や施策は町民に寄り添い、未来を考えた優れた施策が展開され、日頃から町民の暮らしを考え支えていただいている別海町役場の職員の皆様には心より敬意を表します。

さて、私が質問させていただくのは、このように日頃から一生懸命頑張っていらっしゃる職員のみなさんに、よりよいまちづくりのため、取り入れるべきと考える提案です。

私が議会に入って一番最初に感じた違和感は、役場ならではの言い回しや専門的な言葉遣いが多いことです。

どんな分野においても、専門的な言葉を使うことはあります。しかし、これはコンパクトに相手に詳細な意味を伝えられるという反面、その分野において精通した人でなければ理解することが難しいという場合もあります。

また、どちらの解釈にもとれるような曖昧な表現や、まわりくどい言いまわしなど、その背景にどんな意図があるのかを知らない人にとっては、これも伝わりにくいと思います。

いずれの場合にも、何度も聞くうちに人間は慣れていくものですが、行政は万人のためにあると私は考えています。

この誰のためにあるのかということを考えた時、「慣れてください」というのは行政の姿勢としては優しくはないと思うのです。

この一般質問を書こうと思った時、この違和感を感じている方が他にもいないか町民の方にも伺いました。

役所で働いた経験がない一般の方や、中高生にとっては、理解できない、わかりづらい、読みたくないという声が多くありました。

また、ネット上では全国あちこちの自治体で、いわゆる「お役所言葉」をなるべく使わないようにしようという動きが平成21年頃からあることも知りました。

「お役所言葉」とは、専門用語、カタカナことば、曖昧な表現、まわりくどい言い回しや、知らない人が読むとわからない言葉のことをいうそうです。

別海町は、町民の皆さんにまちづくりに積極的に参加していただきたいとパブリックコメントなど盛んに実施しています。また、教育分野では郷土愛教育にも力を入れ、別海愛を子どもたちに育んでもらうための取組も盛んです。

これは、未来の別海町のための取組として素晴らしい視点で必要不可欠なことと思います。

さて、このような観点から次の質問をします。
一つ目の質問です。

別海町の最上位計画である第7次総合計画があります。

12月定例会では、中間見直しがされ、より素晴らしい計画になりました。

この計画は全部で140ページ、すいません、若干ちょっと違うんですが、数字がちょっと違いますが、たくさんあるという意味で、すいません解釈してください。

で、その中身は本当に詳細でかつ莫大な情報が記されています。

ダイジェスト版はコンパクトに16ページになっていますが、それでも表現や言葉遣いはほとんど変わらず、難しいままです。

書かれている計画の表現や言葉遣いが難しい場合、読んでほしい人に読まれないという残念な結果になってしまうのではと懸念していますが、その所見を伺います。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 行政は、全ての町民に対し、法令や制度に基づき公平な対応を行う必要があります。

そのため、行政文書には「解釈の違いを生まない正確な表現」が求められます。

用件を簡単な表現にし過ぎると、ある人には伝わりやすくなっても、別な人にとっては誤解を招くことで不利益を被る可能性がありますので、どうしても、法令等に基づくわかりづらい言葉や、まわりくどい言いまわしと捉えられる、いわゆる「お役所言葉」が必要となる事情があることを、まずはご理解をいただきたいというふうに思います。

このことを前置きさせていただいたうえで、市川議員のご質問ですが、町の最上位計画である総合計画は、将来のまちづくりの指針を示す特に重要な計画であり、その内容をより多くの町民に理解していただくことが望ましいと考えております。

可能な限りわかりやすく表現することに努めましたが、先ほど申し上げたとおり、法令等に基づく正確な表現が求められる部分もあり、ご指摘のとおり、難しく感じられることで、読まれにくくなる懸念は十分認識しております。

○1番（市川聖母君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 1番市川議員。

○1番（市川聖母君） 懸念しているということで、事実を共有できたかなと思っております。

二つ目の質問にいきます。

全国には、お役所言葉の見直しを考え、実際になるべくお役所言葉を使わないようにする手引などを作成し採用している市町村が数多く存在しています。別海町も、このようなお役所言葉をなるべく使わない、分かりやすい言葉遣いを推奨する考えはありますか。

また、このようなお役所言葉の言い換え手引き書などを作成する考えはありますか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 行政文書の表現については、伝える内容の「性質」によって適切な言葉遣いを使い分けることが重要と考えます。

改めて申し上げますと、法令等に基づく「制度」に関する説明については、正確性が優先されるべきです。具体的に申し上げますと、税や福祉制度の説明では、対象者ごとに適用条件が異なるため、簡単な表現にしすぎることによって誤解を生み、不公平な運用につながるおそれがあります。そうした制度説明に関しては、お役所言葉を単純になくすのではなく、解釈のぶれが生じない正確な表現を維持する必要があると考えております。

一方で、総合計画等の「町の方向性」を策定する際は、多くの町民に関心を持っていただき、理解しやすい形で伝えることが重要ですので、できるだけわかりやすい表現を推奨する考えです。

なお、全国の自治体で「お役所言葉の言い換え手引書」、こちらを作成している例があることは承知しておりますが、本町では、現時点で手引書を作成する予定はございません。

ん。

この理由は、手引書を作成すると、表現の選択が固定化され、むしろ柔軟な対応が難しくなる懸念があるほか、置き換えに係る多大な時間的労力、さらには、手引書作成後も常に更新をし続ける負担が生じることから、実務的にも非効率であると考えているためです。

なお、その代替策として、近年の「生成ＡＩ技術」、わかりやすく表現しますと「コンピューターによる人工知能の技術」、こちらを活用し、状況に応じた適切な言葉遣いに変換することを検討しています。

これにより、手引書のような固定的なルールに縛られることなく、よりわかりやすい表現を効率的に推進できるものと考えているところです。

以上です。

○１番（市川聖母君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） １番市川議員。

○１番（市川聖母君） はい、お役所言葉の手引書などはつくらないということでしたけれども、それで結構だと思います。

今おっしゃったとおり、分かりやすくってことが本当に大事なので、何ていうかね、先ほどおっしゃられたとおり、福祉とか税とかっていうのは正確さがとても必要だし、それによって不公平が生じてもしけないっていうことは、本当にそのとおりだと思いますし、ただですね私が申し上げてるのは、総合計画すごく立派なんですよ。すごい膨大な量なんです。

私たちが見ても、かなり時間をかけて見ていかないといけないような状況で、今、別海町が行ってるってことっていうのは子供たちの教育とか、別海町にどれだけ愛着を持って、かつそのあとも別海町を愛し続けていただくための教育をたくさんやっていると思うんですね。

それがどこかでつながっていかないとやっぱりいけないのかなって思っていて、それが、今から、小さいうちから、お父さんとか、お母さんとか、おじいちゃんとか、おばあちゃんとか、おうちの人とか、先生とかと一緒に、別海町ってこういうことを取り組んでるんだよって、こういう計画が実は１番上にあって、それに対して、役場にいる人たちがこうやって考えてくれてるんだよって、こういうことがあるから自分たちはこういう、政策があってとか取組があって、こういう恩恵を受けてるんだよねっていう話が、本来は、子供と大人が一緒になってできるのが、目指すべき姿ではないかなと思います。

これは私のいち意見なので、皆さんいろんな意見があると思いますが、私がまだ子供の頃って、子供ってそんなに重要にされてなかったというか、子供の意見は子供の意見、でも大事なことは大人が決めるっていうような時代だったと思うんですが、それは今が変わっていった子供の権利条約だったり、子供も立派ないち、何ていうんすかね、その意見をちゃんと持ってるって、その子供たちの意見を大事に酌み取って大人がちゃんと吸い上げてそれを形にしていくっていう時代が変わってきてるんじゃないかなと思うんですね。

なので、こんなにいい計画があって別海町すごい頑張ってる、いい方向を向かってると思うのに、そこの部分が、何か子供たちには理解できないような冊子だったり、内容だったりっていうのがすごくもったいないなって感じたんですよ。

なので町長が行政執行方針でおっしゃったとおり、５０年先の別海町が見える施策に取り組んでいくとか、町民に見える行政をやっていくっていうことってすごく大事だと思います。

ますし、それがどういうふうに取り組まれていくのかなってというのは、これから、一緒に考えていきたいなっていうふうに思うんですが、その部分で、正確性とか、そういう、公平性とかを保ちながら、そういう分野でも、子供たちもちゃんと理解できる、中学生でもちゃんと理解できる、今、町がどんなことを取り組んで、どんな課題があつてっていうのを、結構子供たちも分かってます。それがどういうふうに大人たちが考えて、課題に向かつてるのかっていうのも一緒に考える時間が必要なんじゃないかなと思って、今回この質問をさせていただきました。

行政って難しいっていうのが、大人でもあつて、結構堅苦しいとか、お役所だからっていうのはあるんですけど、そうじゃなくて、行政ってみんなのために頑張ってる場所なんだっていうイメージを小さいうちから持つことで、行政で働きたいと思ったりとか、議会に入って私もまちづくりにチャレンジしてみたいという子供たちが増えていくと思うので、この小さいところかもしれないんですけど、それが行く行く行政マンになったりとか、議会の成り手不足が少し軽減されたりとかっていうことにつながっていくのではないかなっていう、そういう局面もあわせてこの質問させていただきました。

たくさん本当にすてきなアイデアを皆さんお持ちなので、重々それに対しての何ていうんすかね、考えがあると思いますのでこれからの取組も、私も一緒に見ながら、いろいろと委員会のほうでも、意見させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、1番市川聖母議員の一般質問を終わります。

ここで、答弁者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時28分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、2番吉田和行議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「全ての子供たちへのより良い教育の実現と学校における働き方改革とは」。

「今般の教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」である。」「学校が働きやすさと働きがいとを両立する職場であることは重要なことである。」これは令和6年8月の中央教育審議会から出された「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」からの抜粋ですが、私自身3人の子育ての中で、保護者、PTA役員として長年、学校・先生に携わり先生たちの働く環境がもっと良くなれないものかと思ってきたことでもあります。

別海町教育委員会では、国、北海道の指導のもと、町内の全ての学校において働き方改革を行うため、平成30年12月に業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『業務改善計画』」を作成されています。この計画では、勤務時間の上限設定や部活動の休業日設定など、具体的な施策が盛り込まれています。

しかし、教育現場や家庭からは「支援スタッフを増員してほしい」「部活動の地域移行や放課後学習支援の縮小による子供への影響が懸念される」といった声も聞かれます。

教職員の身体・精神・社会的に良い状態、将来にわたる持続的な幸福である、ウェルビーイングの向上が子供たちに対してより良い教育を行うために重要であることから、別海町における教職員の働き方改革の現状と課題、取組を伺うとともに、今後の対応について教育長の見解をお聞きいたします。

ではまず一つ目の質問です。

教職員の働き方改革の現状と課題についてお聞きいたします。

別海町の教職員の労働時間や業務負担の実態は、業務改善計画の策定前と策定後で、どう変化してきたのかお伺いします。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

教職員の労働時間については、出退勤システムによる計測を開始したのが令和2年度からとなりますので、客観的な比較のために令和2年度と直近令和5年度を比較すると、一人当たり年間平均の時間外在校時間数で、小学校教員が令和2年度が422時間、令和5年度が382時間で、40時間減、中学校教員が令和2年度444時間、令和5年度420時間で24時間減の状況となっております。

令和2年度につきましてはコロナ禍における対応により、学校行事の多くが中止になったこともあり、単純比較は難しいところではありますが、着実に減少してきている状況となっています。

また、年度途中となりますが令和6年度につきましては、12月までの一人当たりの9か月間の時間外在校時間数を直近令和5年度と比較しますと、小学校が昨年度と比較して26時間減、中学校では47時間減となっており、時間外勤務時間の縮減は進んできているものというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 中央教育審議会答申では、教師を取り巻く環境整備には国、都道府県、市町村、各学校などそれぞれの主体が自分ごととしてその権限と責任に基づき主体的に取り組む必要があるとされています。

別海町教育委員会が現在まで行ってきた教育現場における環境整備の取組をお聞きいたします。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

町がこれまで行ってきた教育現場の環境整備としましては、学校閉庁日の拡大、音声メッセージ電話、いわゆる留守番電話の計画的設置・運用、特別支援教育支援員の増員配置、各種様式の電子化、定時退勤日の設定などのほか、中学校における部活動休養日等の完全実施や、町内全学校において、働き方改革コアチームを設置し、学校内の働き方改革推進のための取組などを行ってきております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 今ほど説明いただきました、今まで行われてきた環境整備の中で、質問内容としましては、教育委員会ができる取組ということで、審議会のほうでも言われてますように、各部署、各場所が主体的に取り組むことが必要とされている中で、1問目の質問させていただいた回答で、令和2年度から令和5年度まで、働く時間ですね、出退勤の取組で、大幅な時間外労働時間ですね、削減が行われてきたという報告を受けました。

先ほど令和2年度と令和5年度の比較だったわけですが、別海町、この時間の公表をされてると思うんですけども、令和4年度と、令和6年度ですね、直近で比べましても、100時間超の超えてる人員が、令和4年度の場合、2名、6名、1名とかいうふうに、数%いたものが、もう令和6年度では0%まで削減されてるわけですね。

物すごい取組をされてきてるんだなっていう部分で、ただこの時間の勤務、出退勤の改革というのは、学校で行われている取組だと思うわけです。

それとは別に教育委員会が、行ってるその学校の働きやすさの整備であるとか、その部分の取組というものが、どういうものが今行われているのかということをちょっと聞きたかったので、もう一度お願いいたします。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

教育委員会として行っている教員の働き方改革に向けての取組ということで、先ほどもお話、ちょっとかぶるところあるんですけども、例えば、自動音声メッセージ電話、留守番電話につきましては、電話対応の有無にかかわらずですね、設定時間以降は、学校に電話がかからないことから、先生方からですね、いつ電話がかかってくるか分からないといった、精神的ストレスから、軽減されて、業務に集中できる環境となったことなどというような報告も受けているところです。

またですね、働き方改革の取組ではないかもしれませんが、例えば、給食の無償化につきまして、これによってですね、児童生徒に係る給食費の徴収の業務がなくなったことなども、特に事務職員の負担軽減になってきているものと思われます。

それからですね、ただいま進めている、校務用パソコンの入替えを行っているところなんですけれども、それに併せて、学校内のW i - F i 環境もですね、ただいま整備しております、これまで先生方、学校の自分の机の上でしか、校務のですね、ことができなかったんですけども、今度は、例えば打合せするときですとか、そういったときに、パソコンを違う部屋に持ち出して会議をできるようになるなどですね、そういった改革も進めているところです。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） W i - F i 整備、働く環境の整備ですね、W i - F i 整備や給食費、本当に徴収がなくなっただけで、相当負担が減ったっていう声は、実際聞いてましたので、はい。

やっぱりそういうところが少しずつ成果として出てるんだなというのを実感してるそこ

ろです。

最初のお話の中でもしたんですけれども、学校の特別支援教育支援員ですね、そういう学校の支援員の増員とかの部分で、教育委員長も教育指導方針の中でそういう部分に触れておられたと思うんですけれども、今、別海町でたくさんいろんなところでですね、地域おこし協力隊員ですとか、それに限らずなんですけれども、教育委員会のほうでも、郷土資料館の所管と、生涯学習課の所管で5名、地域おこし協力隊を採用されてるかと思うんですけれども、協力隊員のみならずではあるんですけれども、こういう、地域人材、もしくは外部人材、そういった部分で、この学校の先生方の直接的なその支援ですとか業務の支援の部分で、拡充という部分は、現在、検討されているのか、また今後の方針という部分がありましたら、お聞かせください。

○指導参事（瀬川航平君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（瀬川航平君） お答えします。

議員が御指摘のとおり、子供たちは多様化されているところがありますので多様化したサポートが必要になるかと思います。

今おっしゃっていた特別支援員の話なんですけれども、子供たちのサポートを手厚くっていうところで、拡充の方向も考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 拡充もあるということで、今後に期待したいと思います。

では続きまして3番目の質問に移らせていただきます。

中央教育審議会答申では、保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となり教師を取り巻く環境の課題に対応していくことが重要とされていますが、各学校を管理する教育委員会が、これら教育に関係する人たちに理解と協力を促す説明の場を設けたことがあるかお聞きいたします。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

教職員を取り巻く環境の説明の場としては、町が単独で実施したことはありませんけれども、各学校区のコミュニティ・スクールにおいて、教職員の勤務状況や労働環境の現状と課題をお話しながら、外部人材の導入について地域への支援をお願いしています。

また、現在進めている自動音声メッセージ電話、留守番電話ですけれども、この各学校へのですね、導入時において、教育委員会から保護者向けに、文書を配付しています。

内容としましては、教職員の多忙化、長時間勤務の常態化が社会的にも大きな問題となっていること、及び教職員の業務の適正化を図ることは、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間の確保につながることなど、教職員の働き方改革に関する町としての考え方をお伝えしながら、御理解、御協力をお願いしているところです。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 各学校区のCS、また自動音声メッセージ、で先日保護者向けの文書ということで、自動音声メッセージですね。それについての、今の現状っていうもの

が文書1枚配付、我が家にも届いたわけですがけれども、私や、教育に関係してる人だとあの文書1枚で、確かに、ある程度この理解というか、もともと理解をしようとしてる人からすると、保護者からすると、その文書だけで、確かに、今この教師を取り巻く、学校を取り巻く環境が変わってきているっていうことに関して理解をして協力しようっていう気にはなるんですけれども、一般の多数の保護者であるとか、また、もう子供の子育てから大分離れてしまった地域の方たちに対してというのは、やはりその説明責任は確かに果たしたかもしれないです。

ただコミュニティ・スクールで言われてるような開かれた学校で、学校の中で、その地域に御協力してください、今こういう環境になってます、理解と協力を求めるという中では、やはりその文書1枚であつたりとか、関係してる人だけが集まるコミュニティ・スクールの場合であるとかだけの説明では正直、理解と納得はやっぱり難しいのかなっていうのが、正直感じているところであります。

そこが現状、学校の教頭先生だったり、校長先生、学校の責任者の説明責任のようにやはり、保護者としては、多数の保護者はそういうふうに理解してるんですね。

しかし今学校の働き方で、教育委員会の役割として考えたときには、そこは、学校を置き去り、1人にするのではなくて、やはり教育委員会が主体的に、説明の場であつたりとか、何かもう少し、今やってないことで、地域であつたり、保護者に、理解と協力を求めるようなことを、取組としてやる必要があるのではないかなと、実際に思ってるわけですがけれども、それについて所感のほう、お願いいたします。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、現状では、コミュニティ・スクールの活用、そして、あと、広報活動ということでホームページ等でも、情報提供だとかっていうのは、対応しているところなんですけども、先ほど議員言われましたようにですね、場を設ける具体的な方法として、例えば、地域向けの説明会ですとか、オンラインセミナー、あとは学校公開日ですね、それとかそういったイベントだとかでもですね、もし、説明できる場をつくれるように、今後ですね、ちょっと検討はしていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 現場、またPTAの保護者も、今の教育の変化ですね、変化になかなかついていけない、理解が進まない部分がありますので、やはり、教育現場、結構そういう部分でPTA保護者のほうから、責められるというか、もう少し説明してほしいというような場面も多々見受けられてますので、ぜひとも前向きに検討を進めていっていただきたいと思います。

では次の質問に移らせていただきます。

4番目の質問です。

先進地視察等、新しい学びの機会を提供するための研修を行っているものと思います。

このことは教職員としてのやりがいにもつながるものと考えますが、現在の取組内容と、参加人数などをお聞きます。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） 教育委員会が主導し「生きる力アッププロジェクト事業」を展開しております。

「令和の日本型学校教育」の具現化に向け、教師主導の授業から脱却し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」ができる授業づくりを目指すため、本町教員の教師力向上に資することを目的とし、17名の構成員で研修会等を実施しています。

研修会実施に当たっては、秋田県の大館市に視察で赴いた教員8名を中心に授業開発を行い、調査・研究の成果を全町的に広めるため、先日も生涯学習センターみなくで報告会を実施し、50名ほどの方が参加されました。

また、大館市から優れた教師を招聘して「スーパーティーチャー研修会」を実施し、教師力向上に資する講演会を実施いたしました。教職員を中心に60名ほどの方が参加されました。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 生きる力アッププロジェクト事業ということで、先生たちの学びの機会がしっかりと提供されているというのは、先生たちのほうからも聞いておりました。

すごくこれは教育委員会のほうでサポートして、しっかりやってくれてるんだなっていうところで、すごくうれしく思うところなんですけども、今ほど構成員のほうで17名ということで、内訳のほうちょっと何でしょうね、各学校何名とかっていうのを聞いたほうがいいのかちょっと分からないんですけれども。

少し気になっているのが、研修に秋田県のほうに視察行かれたのは8名ということで、その先生たちが帰ってきて、この調査研究の成果を全町に広めるために、報告会を行っている。

恐らく、この授業を聞いて行った先生だけが学ぶのではなくって、ほかの先生たちにも、それを普及するための構成員ですか。

授業開発の構成員を設計しているということだと思うんですけれども、この先生たちの負担というのか、その時間的、どこで確保しているのかなというのがちょっと心配な部分ではあるので、その点、お聞きいたします。

○指導参事（瀬川航平君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（瀬川航平君） はい、お答えします。

教員がやりがいを感じる時の一つとして、子供たちの知識が増えることとか、あと子供たちのやるが増えたり、子供たち自身が成長感じてるときっていうのは、教員としてもやりがいを感じる時です。

そういった意味も含めて視察に行っていない先生方への研修等の還元も丁寧に行わなければならないというふうに考えております。

議員のほうがおっしゃっていた、どのように時間とかを設けているかっていうところなんですけども、具体的には、ふだんの勤務時間を工夫して行っていただくようにしております。

教育委員会としても研修会とか、いろいろ含めて、提供はしているんですけども、各そ

れぞれ勤務時間を工夫して、行っているところが現状です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） この先生たちの、自らの学びの確保という、この取組自体、物すごい、子供たちの学び、先生たちのやりがい、双方にとってとてもいい取組だと思いますので、この取組は維持しつつ、本当にやりがいだけで先生たちが疲弊しないような仕組みであったりとか、サポートですね、その辺の体制の強化、今後、しっかりと検討、忘れないようにというか、そこを念頭に、続けていただきたいと思います。

はい、では、最後の5点目の質問に移りたいと思います。

最後に町としての今後の対応策について、教職員のウェルビーイングの向上、子供たちのより良い教育を両立するために、ICTの活用によるサポートや、教員の学びのサポートスタッフ、スクールサポートスタッフ、地域ボランティア等の外部人材の拡充が必要と考えますが教育長の考えをお聞きいたします。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） お答えします。

学校現場において、教職員のウェルビーイングの向上と子供たちのよりよい教育を両立するためには、「チームとしての学校」を実現することが何よりも大切かと思っております。

また、教職員だけでは対応できない課題が生じる時代ですので、課題解決に向けた具体的な方策の一つとして、スクールサポートスタッフ、地域ボランティア等、教員以外の専門スタッフが参画したチームとしての学校運営は必要不可欠であると思います。

今後において、教職員の負担軽減と子供たちの学びの保障を両立するためには、各学校で必要とされる人材を拡充していくことはもとよりですが、各学校の実態に応じて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、働き方改革を進めていく上で、やっぱり私は二つの視点で進めていかなきゃならないかなというふうに考えています。

それは一つは、時間的な負担の削減、それからもう一つは精神的な負担の削減、この二つの視点で進めていく必要があるかなと思います。

それで、まず一つ目の時間的な負担の削減ですが、もう御存じのように、いわゆる超過時間が、月45時間以内、それから、年間であれば360時間以内にこれを納めなきゃならないっていうのは、もとよりなんですけども、ただ、この数字にこだわり過ぎることによって、大事なものを失う可能性があるということには留意しなきゃならないなというふうに思っています。

例えば、議員おっしゃるようにICTの活用っていうのは、働き方改革には欠かせない。これからももっともっと大事にしていかなきゃならないものだなというふうに思っておりますけども、そっち一辺倒になってしまうと、コミュニケーションだとか、そういったものを失う可能性が出てくると思います。

例えば、今欠席の連絡なんかは、メールで行うっていうところが増えてきてます。

文部科学省もそれを推奨しているような感じなんですけども、もちろん、朝、担任の先生とか忙しいので、そういう方法をとったほうがいい学校もたくさんあるかなと思います。

ただ、それで1日終わってしまったんでは、やっぱりまずいなあっていうふうに思うんですね。

朝はそれでいいんですけども、1日のどこかで、やっぱり家庭のほうに連絡をして、お子さんの様子はどうか。よくなったら、元気に出てくるのを待ってますからねっていうようなやりとりだとか、そういったものはどうしても必要になってくるかなと思います。

それは僕は働き方改革の中には入らないというふうに思っております。

それから、家庭訪問なんかですね、例えば場合によっては、家庭に行って、玄関先でいいので顔を見て話をするってことも大事だなと思います。誤解を生まないために。

そういったことも働き方改革の中には、場合によっては入れてはならないなというふうに思っています。

それから、精神的な負担ということなんですけども、先ほどからチーム学校とかっていう言葉が出てきていますけども、形だけのチームであれば、やっぱり負担の削減にはならないと思ってます。

学校の中で1番大変なのは、担任の先生です。

特別支援も含めて、担任の先生が1番大変だなと思ってるんですけども、例えば、学級で、なかなか、学校に足の向かない子供がいたとしたときに、朝学校に、教室に行って、ぽっかりと机があいてたら、非常に担任の先生気が重くなります。

だからみんなでそれは解決しなきゃならないんだけど、最終的に「担任頑張ってるね」だったら、何の負担削減にもならないので、やっぱりチームとして機能する組織にしておく必要があるかなっていうふうに思ってます。

それから、時間的な負担、それから精神的な負担両方を解決してくれるもので、先ほどから話が出てるCSっていうのがあります。

例えば、こないだ中央中学校で職場講話ですね、職場講話やりましたけども、19ものブースを設けて、職場のいろんな説明をしてくれる。

これ学校が一からやるとなると、もう本当に大変な話ですから、あれはありがたい取組だなというふうに思ってます。

それから、毎年やってる職場体験、あれも一から学校がやってたんだったら、職場探しから、対応から全部やってたんだったら、とても負担が大きいですけど、今、商工会が中心になってやってくれています。

それだけで、時間的にも精神的にも物すごく、負担が軽くなってるなっていうふうに思ってます。

そんなところも大事にしながら、これからもですね、働き方改革、進めていきたいなと思ってるところです。

長くなりましたが以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） いや、ただいま、教育長のほうから、2点重要ということで時間と、精神ということで、その両方を補えるのが、CSじゃないかと。

そしてまたこのね、人間的なコミュニケーションということは教育長の口から言ってもらえて、非常に安心しました。

やはり業務改善、時間短縮であるとか効率化っていうと、どうしてもその機械的で、どんどんどんどん血の通ってないわけではないですけども、本当に時間だとか数字とかを

重視するようになってそこに人間的な部分が、どうしてもその教師っていうのは、人々とのコミュニケーションどこまでいってもそこだと思うので、そこを重要視する意味で、このCS、コミュニティ・スクールという取組ですね、私自身もコミュニティ・スクールにはすごく未来性というのか、まだまだ可能性があるなって思ってる部分はあるんですけども、これ、なかなかね、今、別海町では8区、学校区ごとにこのコミュニティ・スクールというその地域の課題に応じて、地域の人たちと学校とで、子供たちの学びの環境を整えるというような取組だと認識しているんですけども、それぞれ、なかなかこのそれぞれの地区で課題が違い、取組も違う中で、なんでしょうね一つの協議会、別海町の教育委員会としての協議会のような共有する場というの、もっと必要じゃないかっていう思いもありますし、その中でですね、ちょっと今回、新年度予算で、非常にちょっと残念だったのがですね、このコミュニティ・スクールの推進事業で、事業費で計上されているのがこれ67万9,000円なんです。

この金額が大きいのか少ないのかというのは、様々な考え方あると思うんですけども、一つの学区での予算というのが8万円なんです。

8万円でこれ、地域の人と何か、例えば企業に何かをお願いして、子供たちの学びを整えるって、もう正直、企業さん、これもう実費で負担してるんですよ。何かを行う場合にも。

ですので、やはりその学校の働き方改革、またその地域に学校を理解してもらう、その中でコミュニティ・スクールっていうものが非常に大切、大事だと私自身も思いますし、行政としても、ここを大切にもっと広げていこうというのであれば、もう少しこの予算の部分も検討していただいて、何でしょうね、取組を行っているからいいではなくて、ちゃんと実のある取組になるような予算の組み方も検討していただきたいなと思ってる所です。

これについては回答は結構ですので、今後、こういうことも考えて、検討材料としていただきたいなと思ひまして。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 予算の面については、ちょっと検討をさせていただきたいと思うんですけども、教育行政執行方針の中でも申し上げましたけども、子供たち一人一人の成長が、やっぱりまちの活性化にもつながっていくということがあります。

まちの活性化がまた子供たちの成長に戻ってくるってこともありますので、地域の方にもボランティアでお願いしなきゃならない部分っていうのも多々出てくるかなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） はい。

以上で、2番吉田和行議員の一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

委員会審査並びに調査のため、本日散会后からと3月11日から13日までの3日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本日散会后からと3月11日から13日までの3日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長(西原 浩君) 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日11日及び12日は、予算決算審査特別委員会を午前10時から開催しますので、皆様議場にお集まり願います。

また13日は、各常任委員会がそれぞれ開催されますのでよろしくお願いいたします。
皆様大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時10分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員